

第89回九都県市首脳会議における首脳提案一覧

項番	提案名	提案都県市	ページ
1	民泊制度の適正化について	東京都	1
2	防犯対策強化に係る取組への支援について	横浜市	9
3	都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充について	川崎市	23
4	自動運転バスの社会実装に向けた支援について	千葉市	34
5	次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた支援について	神奈川県	45
6	適切な出入国在留管理の徹底について	埼玉県	52
7	物価高騰対策等の実施方法について	千葉県	59
8	火葬場の適切な整備・経営等を確保するための制度的対応について	さいたま市	69

民泊制度の適正化について（案）

住宅宿泊事業法に基づく民泊施設の整備等が進む一方、法令に基づく適正な手続きを行っていない施設や、近隣住民等の生活環境に影響を与えるような不適切な運営を行う施設に対する苦情が増加している。

現在、旅館業法に基づく許可を受けていない又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていないなど、いわゆる無許可・無届民泊の把握に膨大な時間と労力がかかっているとともに、指導を受けた事業者が住宅宿泊事業法の届出をして営業を続ける事例も散見される。

また、ごみ出しや騒音など、生活環境に関する適切な管理を怠った事業者に対する業務停止命令等の適用条件が曖昧であるほか、海外拠点事業者への連絡や事業実態の把握がしづらくなる場合がある等の事由により、指導や処分に踏み込みにくい状況となっている。

このほか、宿泊日数については、観光庁からのデータと事業者との報告との間で食い違う場合があり、正確な把握が困難であるなど、民泊制度運営システムにおいて見直すべき様々な点がある。

こうした状況に対し、自治体は国のガイドラインに沿って対応しているが、条例で規制できる内容が「区域及び期間」に限られることから、地域の実情にあった運用が行いづらい状況にある。

さらに、民泊等を目的としてマンションなどの物件を購入し、住民を退去させるために正当事由のない賃料の値上げやエレベータの停止等の実力行使を伴った悪質な事例も発生している。

こうした様々な課題が生じる中、現行法下において自治体の取組のみで解決するのは困難な状況であることから、下記のとおり要望する。

- 1 旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、無許可・無届民泊に当たる違法行為を特定するに当たり、例えば、宿泊行為や宿泊料の收受などの宿泊した事実だけでなく、予約サイト等により宿泊客を募集する行為なども対象にできるよう拡大するなど、法令で明確化すること。
- 2 観光庁の登録を受けずに海外で民泊の物件を仲介する、いわゆる違法住宅宿泊予約サイトやSNSを利用した無許可・無届民泊の把握

に向け、それらの実態調査を実施し、違法な海外予約サイトへのアクセス抑止を含め、海外当局とも連携し対応を検討すること。また、例えば、令和10年度中に導入予定の電子渡航認証制度（JESTA）などを活用して、入国時に水際で無許可・無届民泊への宿泊を防止する仕組みづくりを検討すること。これらについて、国が実施主体となり進めること。

- 3 無許可・無届民泊を防止するため罰則を強化するとともに、無許可・無届営業を繰り返すなどの悪質な事業者の民泊市場への参入を防止するため、こうした事業者を住宅宿泊事業法第4条に基づく欠格事由に加えるなど、仕組みを見直すこと。
- 4 生活環境に関する適切な管理を怠る事業者に対して、各自治体が指導監督を適切に実施できるよう、住宅宿泊事業法における業務停止命令等を発する際の基準を明確化すること。
- 5 民泊制度運営システムの更なる活用に向けた利便性の向上や住宅宿泊仲介業者が提供するデータのシステム連携等を通じ、予約・宿泊実績やその始期・終期を正確かつリアルタイムに把握できるようにするなど、更なる改善に取り組むこと。
- 6 生活環境の悪化を防止するために地域の実情に合わせて、届出に当たっての住民説明会の開催や施設管理者の配置など、区域と期間の制限以外の項目についても規制する条例を制定できるよう法令の見直しを図ること。あわせて、適正な運営を広げるため、優れた取組を行う事業者にインセンティブを与えることなどについて、国として考え方を示すこと。
- 7 貸主等が住宅を民泊に使用することを目的として、入居している住民を退去させるためにエレベータを停止するなどの実力行使に及ぶことを防ぐために、貸主等を指導できる仕組みを国の責任において検討すること。
- 8 事業者が届出を求める情報（国籍・在留資格等）について、把握

の目的・程度・手段を国において明確にして一定の指針を示すこと。

- 9 民泊における違法行為や生活環境の悪化等の防止、発生時の対応等を自治体が継続的に対応できるよう、民泊行為の位置づけ、事業者が守るべき基準や規制内容、指導監督や違反時の罰則などについて、旅館業法及び住宅宿泊事業法のあり方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。

令和8年 月 日

厚生労働大臣	上野 賢一郎 様
国土交通大臣	金子 恭之 様
観光庁長官	村田 茂樹 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村 賢太郎
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人

令和8年4月23日（木）
第89回九都県市首脳会議

民泊制度の適正化について



東京都

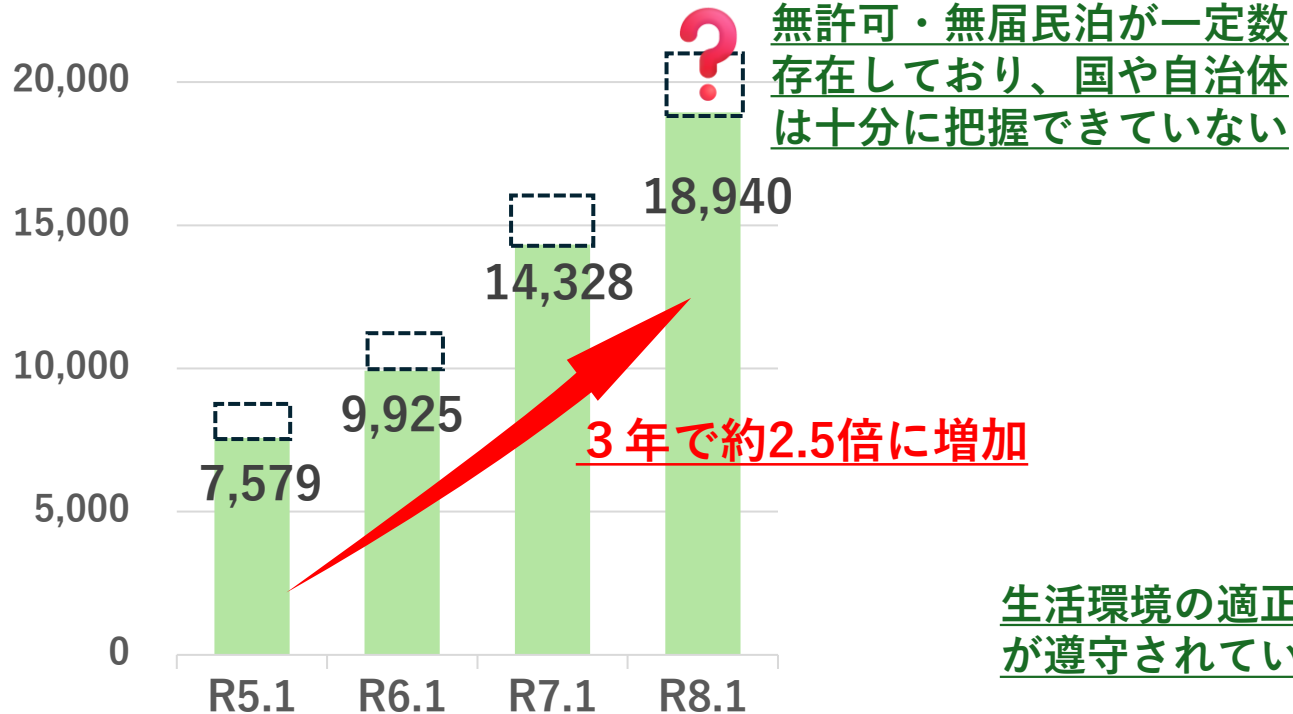
TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

民泊の増加に伴う違法行為とトラブルの発生

■住宅宿泊事業法に基づくいわゆる「民泊」は、近年増加傾向

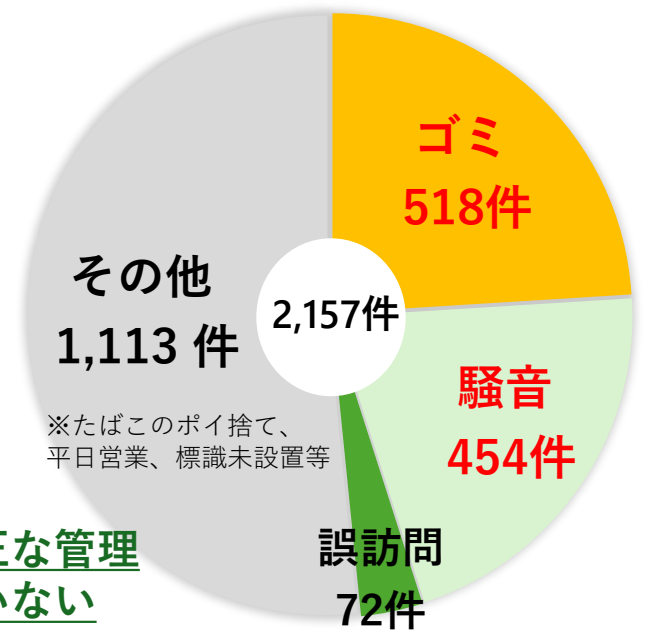
- 無許可・無届民泊のような法令に基づかない施設が一定数存在（実態不明）
- ゴミの散乱や騒音などの生活環境の管理が不十分な施設に対する苦情の増加

九都県市の民泊届出住宅数の推移（住宅宿泊事業法）



観光庁HPから作成

都内の届出済民泊に対する苦情受付状況(令和6年度)



※都内各区市へのアンケート(R7.11東京都)

無許可・無届民泊に関する課題

■ 違法な営業実態の把握、立証が困難

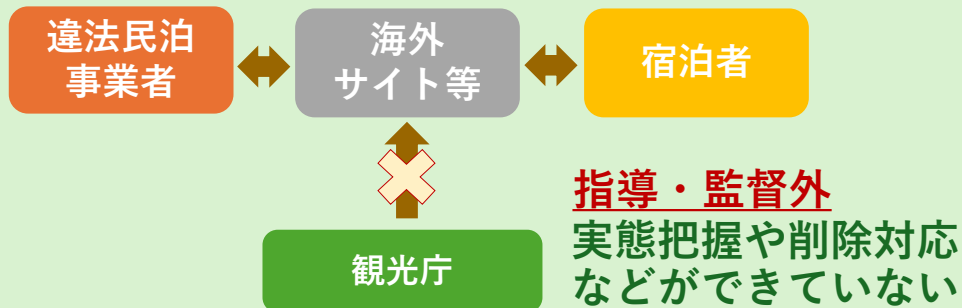
違法行為の特定

- ・ 宿泊行為
 - ・ 宿泊料收受
- などの確認が必要

行政による
確認の負担「大」

違法行為を特定する対象を拡大し、
法令により明確化【要望1】

■ 予約段階での把握が困難



海外サイト等の実態調査や、海外
当局と連携した違法サイトへのア
クセス抑止などの対応【要望2】

■ 罰則が不十分

- ・ 現行法の罰則は「六月以下の拘禁刑もしくは
百万円以下の罰金、又は併科」
- ・ 行政指導後の届出により、これまでの営業
期間に対するペナルティなく事業継続が可能

罰則強化及び悪質事業者の参入防
止に向けた仕組みの見直し【要望
3】

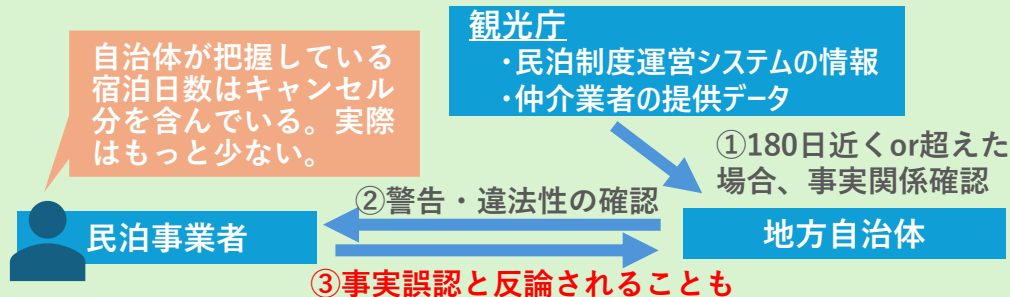
届出済民泊に関する課題

■事業者への処分基準が不明確



生活環境の適切な管理を怠る事業者の処分適用基準の明確化【要望4】

■営業実態の効率的かつ正確な把握が困難



国による民泊制度運営システムの更なる活用及び住宅宿泊仲介業者の提供データ等のシステム連携等【要望5】

■自治体による規制項目が制限

現行法下で条例により規制できる内容は **区域** と **期間** に限られており、さらに踏み込んだ規制ができない

条例で地域の実情に応じた規制を可能にする法令の見直し等【要望6】

悪質な貸主への対応や国による抜本的な見直しに関する課題

■行政による悪質な貸主への指導権限なし



民泊経営を目的に、
マンション等を購入

- ・賃料大幅値上げ
- ・エレベータ使用停止



理不尽だ！

住民

→現行では民事で争うしか方法がない

実力行使に及ぶことを防ぐために、
貸主等を指導できる仕組みの検討

【要望7】

■事業者へ届出を求める情報が不十分

事業者の国籍や在留資格等を把握できておらず、海外拠点事業者への連絡や事業実態の把握が困難になるケースが発生

事業者へ届出を求める情報（国
籍・在留資格等）の把握に係る指
針の明示【要望8】

■現行法では民泊の違法行為等に自治体が十分に対応できない場合がある

民泊に関連する法は複数に分かれ、制定の背景や目的が異なることから、定められた事業者の責務等も異なり、自治体の継続的な指導監督に支障

関係法令のあり方を含めた抜本的
な対策の検討【要望9】

防犯対策強化に係る取組への支援について（案）

我が国の刑法犯認知件数は、令和4年以降増加傾向が続き、令和7年は77万件を超え、この傾向は一都三県でも同様である。主な犯罪動向は、窃盗犯が全体の約7割を占めており、知能犯は前年比25%増と大幅に増加している。その犯罪手口は近年、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺や、匿名・流動型犯罪グループによる組織的な犯罪など、一層複雑化・巧妙化している。

これに対し国は、令和7年4月に「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を策定し、被害に至るまでを段階別に分け、段階ごとに通信、金融、SNS等の事業者に対する協力要請や、犯罪への加担防止を含めた啓発・教育など、多方面にわたる対策強化を示している。また、治安基盤の強化においても、防犯カメラの設置等、地域防犯力の強化に対する支援が示され、重点支援地方交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）の対象として令和7年度補正予算にも計上されるなど、検討・対応を進めている。

地方自治体と警察は、街頭防犯カメラが被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であることから、地域とも連携して防犯カメラや防犯灯等インフラ整備を進めている。さらに、地域住民による見守り・パトロール活動の支援、防犯教室の実施などに取り組んでいる。しかし、インフラの継続的な更新や維持管理費用の確保、地域の担い手不足など防犯対策における課題は多岐にわたっており、とりわけ、九都県市をはじめとする大都市圏においては、対応すべきエリア・箇所が多いことから、負担は一層大きい。取組を着実に進め、広域的に拡大する犯罪被害を食い止めるためには、国による継続的で安定的な財政支援が不可欠である。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害は、高齢者だけでなくSNSを日常的に利用する現役世代にまで拡大している。特に令和7年における特殊詐欺については、一都三県での認知件数が全国の約35%、被害額が約40%を占めるなど、大都市圏に集中している。被害拡大防止のためには、国民の防犯意識をさらに向上させ、すべての国民が自分事と考えるような取組の推進が急務である。

そのためには、社会全体として犯罪に巻き込まれにくい環境を整えることが重要である。例えば、国が「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規

則の一部を改正する命令」により定められている口座開設時の I C チップを活用した本人確認を着実に実施するべきである。また、SNS・サイバー空間における詐欺誘導対策（フィルタリングや警告表示等）、詐欺電話を着信段階で遮断する仕組みなどを推進するよう、国においても、より踏み込んだ支援が必要である。

同時に、国民の行動変容を促す取組も重要である。国においては、詐欺等に関するデータ分析結果や専門的知見を地方自治体に提供するとともに、国民の行動変容を促すような新たな防犯施策の設計を行うなど、より効果的な防犯対策を推進すべきである。これにより、地方自治体による地域に根差した取組のさらなる推進も可能となる。

そこで、以下の3点を要望する。

- 1 防犯インフラの整備や維持管理、学校での防犯教育や住民向けの防犯講座など、地方自治体が実施する防犯対策に特化した継続的・安定的な財政支援制度を創設すること。
- 2 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」による I C チップを活用した本人確認を着実に実施するとともに、SNSをはじめとしたサイバー空間における対策、詐欺電話の着信遮断など、犯罪に接触する機会を生じさせない環境の構築に向けた支援をさらに推進すること。
- 3 詐欺等に関するデータ分析結果と専門的知見を地方自治体に提供するとともに、無関心層などを含む、国民の行動変容を促す新たな防犯施策の設計及び地方自治体と連携した具体的な取組を実施すること。

令和8年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

総務大臣 林 芳正 様

内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障） 松本 尚 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 黄川田 仁志 様

国家公安委員会委員長 あかま 二郎 様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
横浜市長
川崎市長
千葉市長
さいたま市長

本村賢太郎
大野元裕
熊谷俊人
小池百合子
黒岩祐治
山中竹春
福田紀彦
神谷俊一人
清水勇人

CITY OF YOKOHAMA

横浜市提案

防犯対策強化に係る取組への 支援について

令和8年4月23日 第89回九都県市首脳会議

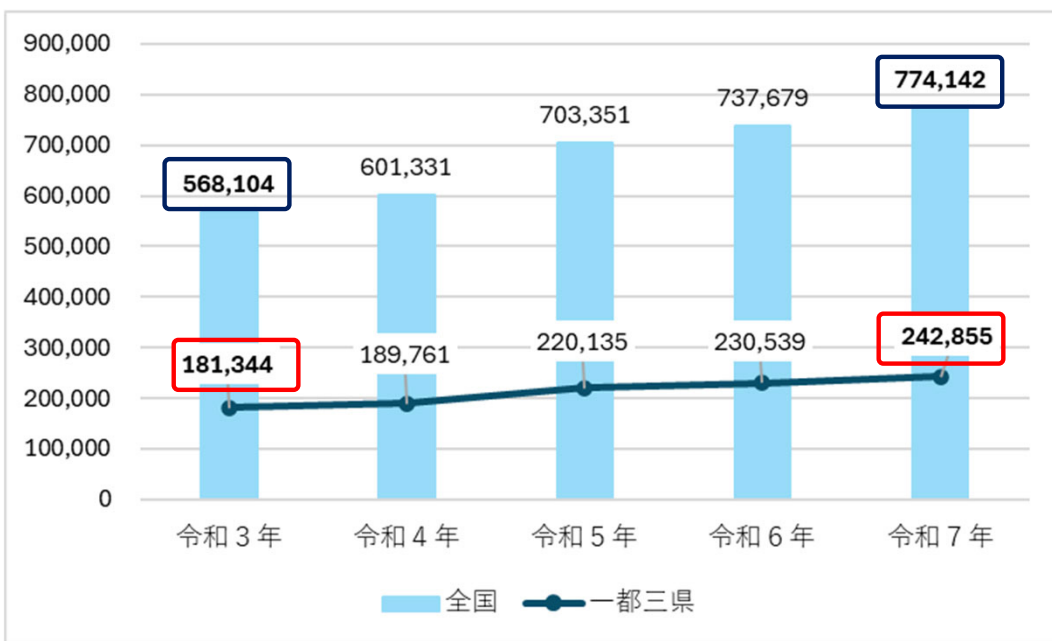


横浜市

1 刑法犯認知件数

- ✓ 我が国の刑法犯認知件数は、令和4年以降増加傾向が続き、令和7年は77万件を超え、一都三県でも同様に増加傾向
- ✓ 窃盗犯が全体の約7割を占めており、**知能犯は前年比25%の大幅増加**

【全国及び一都三県の刑法犯認知件数推移】



【警察庁、一都三県の公表資料をもとに作成】

【包括罪種別 認知状況(全国)】

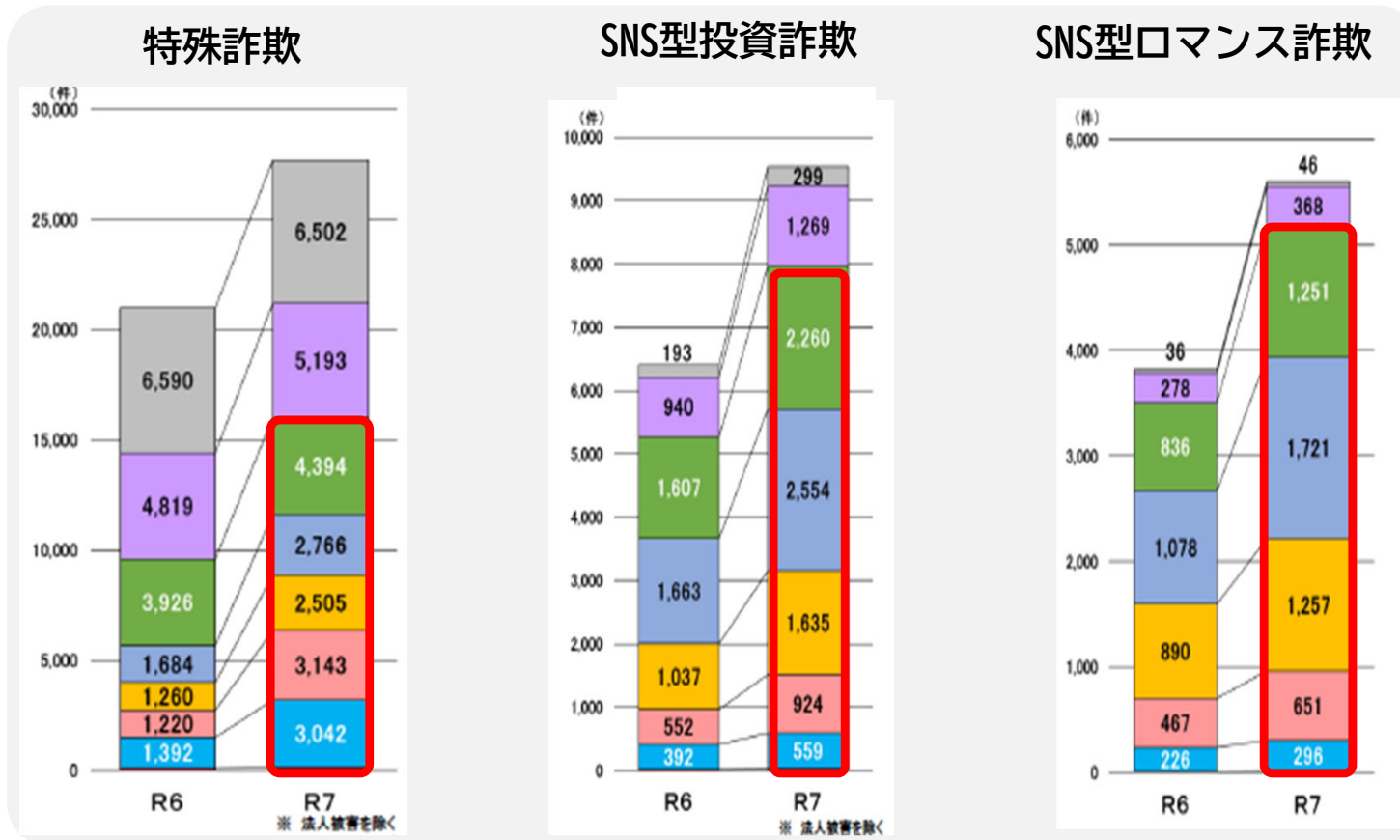
	令和6年	令和7年	令和6年比
凶悪犯	7,034	7,287	3.6%
粗暴犯	57,746	61,850	7.1%
窃盗犯	501,507	513,931	2.5%
知能犯	61,986	77,473	25.0%
風俗犯	18,465	20,204	9.4%
その他	90,941	93,397	2.7%
刑法犯認知件数	737,679	774,142	4.9%

【警察庁公表資料をもとに作成】

2 特殊詐欺等の被害状況

☑ SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害は、高齢者から現役世代まで拡大

【全国 年代別被害状況】



全ての世代で被害件数が拡大

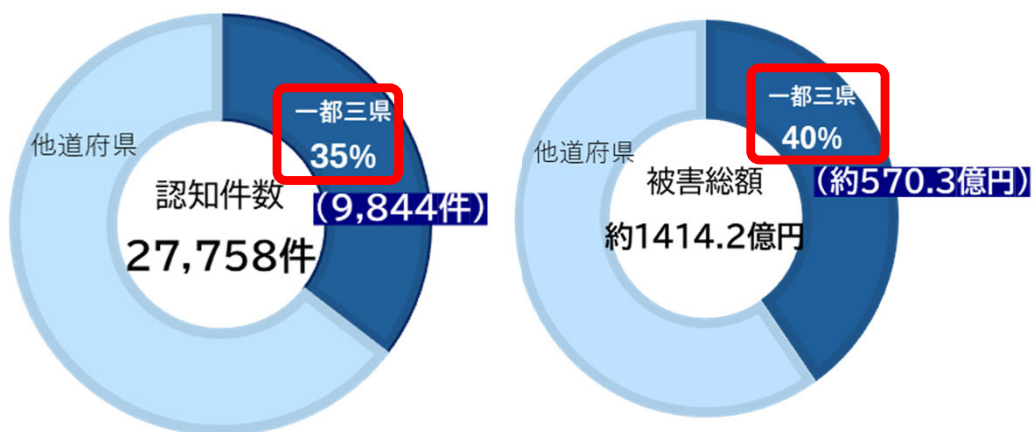
- 30代
- 20代
- 10代以下
- 60代
- 50代
- 40代
- 80代以上
- 70代

【警察庁公表資料から抜粋】
 【特殊詐欺は、SNS型投資・ロマンス詐欺を除く数値】

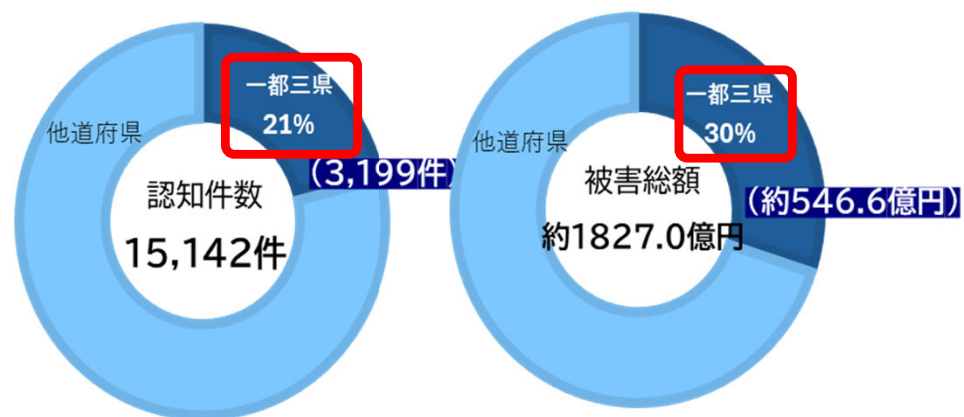
2 特殊詐欺等の被害状況

- 特に特殊詐欺は、一都三県での認知件数が全国の約35%、被害額が約40%を占めるなど、首都圏に集中

【特殊詐欺 認知状況(R7)】



【SNS型投資・ロマンス詐欺 認知状況(R7)】



【警察庁公表資料をもとに作成】

【特殊詐欺は、SNS型投資・ロマンス詐欺を除く数値】

3 国の動向

- ✓ 国は、『国民を詐欺から守るための総合対策2.0(令和7年4月)』を策定
 - ・被害に至るまでを段階別に分け、段階ごとの対策を強化
 - ・加えて、防犯カメラの設置など**地域防犯力の強化**に対する支援が示された

① 犯行準備段階

- 本人確認の厳格化
(マイナンバーカードなどのICチップ活用)
- 犯罪加担防止 等



② 着手段階

- ダイレクトメッセージ対策 (フィルタリング/警告表示)
- 詐欺電話の遮断 等



③ 欺罔段階

- 効果的な広報啓発 等



④ 金銭交付段階

- 金融機関や暗号資産交換業者と連携した取組 等



⑤ 捜査段階

- 捜査体制の強化
- マネーロンダリング対策 等



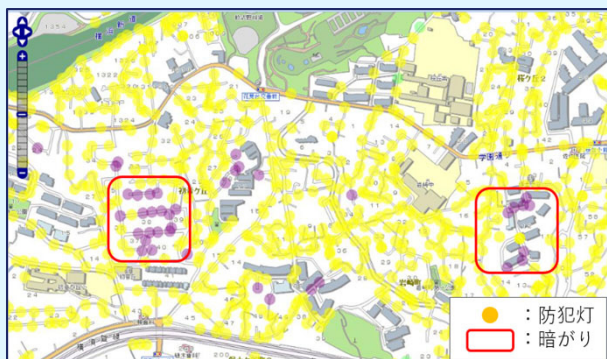
☞ 地方自治体が行う地域防犯力の強化

- 防犯カメラの設置・支援 ● 防犯性能の高い建物部品・宅配ボックスの普及 など

4 横浜市の取組

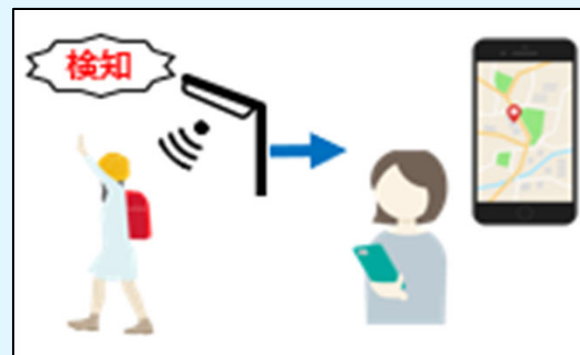
- ✓ 警察や地域と連携して、防犯カメラや防犯灯等のインフラ整備、パトロール、防犯教育や広報・啓発などに取り組んでいる
- ✓ 市民の「毎日の安心・安全」の実現に向けて、「DXの推進」「データ活用」を加えた防犯対策、安心・安全が実感できる環境整備等を進めていく

①GISマップで見える化した『暗がり』の解消



防犯灯の位置情報から暗がり箇所を**見える化したGISマップ**に基づき、**効率的な場所に防犯灯を設置し、夜間照度の上昇を図る。**

②「スマート防犯灯による子どもの見守り強化(モデル事業)」




スマート防犯灯(IoT機能内蔵)に付け替え、**見守りタグと連携し、位置情報を可視化するほか、防犯カメラ機能も搭載(一部)し、子どもの見守りを強化する。**

5 防犯対策に特化した財政支援の必要性

- ✓ インフラの継続的な更新や維持管理費用の確保が重要だが、首都圏をはじめ、大都市圏においては、対応すべきエリア・箇所が多いため、負担も大きい。

【横浜市実施事業】


 地域防犯カメラ設置補助事業


令和4年度

申請台数
68台
予算額
約1.6千万円

令和7年度

申請台数
243台
予算額
約5千万円

 LED防犯灯維持管理事業
市内18万灯
約5.5億円
(令和8年度予算)

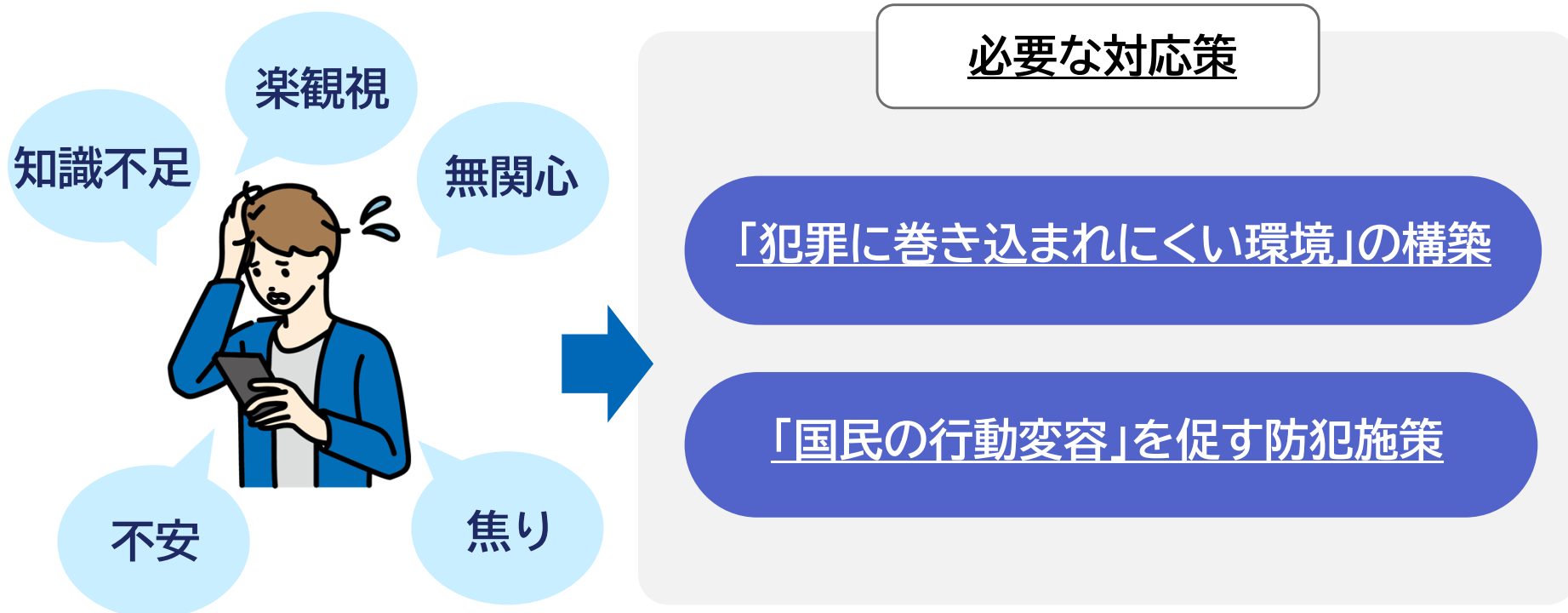
 暗がり解消推進事業
約9.1千万円
(令和8年度予算)

防犯に特化した
国による
財政支援制度がない

国による安定的な財政支援が不可欠

6 詐欺被害拡大への対応

- ✓ 詐欺被害拡大の背景には、防犯知識の不足、「自分は大丈夫」といった楽観視や無関心、不安や焦り等の心理的要因などもある。



7 「犯罪に巻き込まれにくい環境」の構築

- ✓ 令和8年3月、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部が改正
口座開設等の本人確認が、マイナンバーカードなどの
ICチップ情報を読み取る方法に厳格化(令和9年4月1日施行)

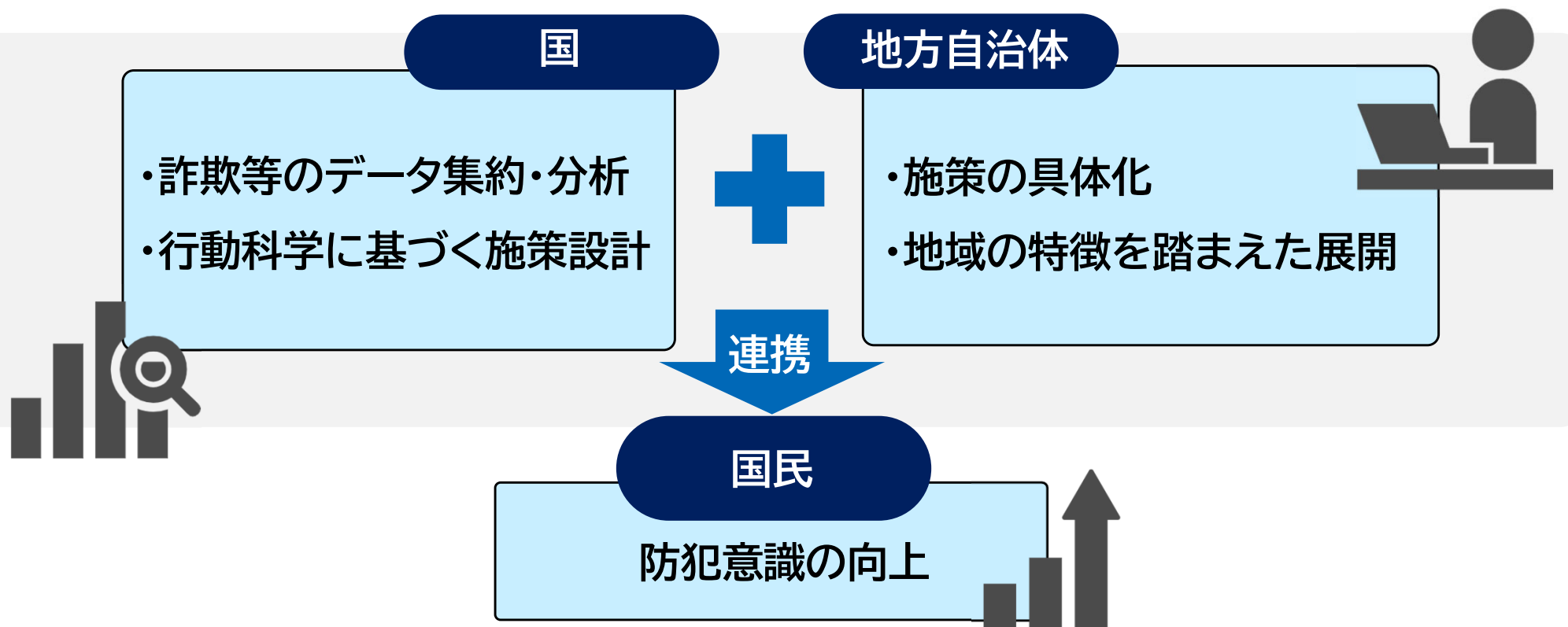


- ✓ フィルタリングや警告表示等のSNSをはじめとしたサイバー空間でのさらなる対策、
詐欺電話を着信段階で遮断する仕組みなど、
犯罪に接触する機会を生じさせない環境の構築に向けた支援



8 「国民の行動変容」を促す防犯施策

- ✓ 国民の防犯意識向上のためには、国が詐欺等のデータ分析結果などを提供するとともに、行動変容を促す防犯施策を設計し、地方自治体と連携していく必要がある。



9 要望項目

- 1 防犯インフラの整備や維持管理、学校での防犯教育や住民向けの防犯講座など、地方自治体を実施する防犯対策に特化した継続的・安定的な財政支援制度を創設すること。
- 2 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」によるICチップを活用した本人確認を着実に実施するとともに、SNSをはじめとしたサイバー空間における対策、詐欺電話の着信遮断など、犯罪に接触する機会を生じさせない環境の構築に向けた支援をさらに推進すること。
- 3 詐欺等に関するデータ分析結果と専門的知見を地方自治体に提供するとともに、無関心層などを含む、国民の行動変容を促す新たな防犯施策の設計及び地方自治体と連携した具体的な取組を実施すること。

都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充について（案）

都市農業は、単に農産物を生産するだけでなく、防災空間の確保など多様な機能を担っており、とりわけ都市部においては、都市の安全性や環境の質を支える重要な役割を果たしている。

昭和 60 年代から三大都市圏を中心として地価が高騰する中、宅地供給需要に対応するため、平成 3 年以降、三大都市圏の市街化区域内の農地は「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分され、宅地化が促進されてきた。しかし、東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所としての役割への期待など、都市農地の保全を求める機運が高まり、平成 27 年には、都市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目的として、「都市農業振興基本法」が制定され、これを受けて策定された「都市農業振興基本計画」では、都市農地は都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換された。

しかしながら、都市農業においては、市街化が進展する街区の中に点在する狭小農地で生産が行われており、畜舎や作業時の移動効率を考慮して設置する倉庫、休憩施設といった農業用施設が営農の要となっているにもかかわらず、これらの農業用施設や、世界農業遺産に認定されている武蔵野地域の落ち葉堆肥農法に欠かせない平地林など、農地と一体となって活用されている施設及び土地については、贈与税・相続税納税猶予制度の対象外となっており、農業者の農業意欲ややりがいの低下、納税のため農地転用を伴う売却等による農地の減少につながっている。

また、市民農園、学校や福祉法人が生徒等の農業の実践の場として農地を借り受けて開設する学童農園及び福祉農園は、農地所有者が農地を貸し付けることで、農地管理の負担を軽減するとともに、

市民の農業への理解促進や健康増進、生きがいつくり、地域交流等の貴重な場となっているが、市街化調整区域において農地の貸し付けにより開設したこれらの農園は、贈与税・相続税納税猶予制度の対象外であることから、新規開設の支障となっており、所有者の農地管理への負担から、結果として、農業の継続を断念し、耕作放棄地の発生や他用途への転用など、貴重な農地の減少につながっている。

このような都市農業を守る方向性は国と地方で共有されているものの、「農業経営の継承」と「農地の有効活用」の両面において現行制度では不十分な点も残されている。

そこで、都市農業を守り、その多様な機能を持続させ、農地と宅地が共存する良好な都市環境を保つため、次の事項について要望する。

- 1 畜舎、農業用倉庫や農作業休憩施設等の農地と一体となって活用される施設及び土地を、個人版事業承継税制ではなく、農業承継の実態に即した贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度へと拡充すること。
- 2 市街化調整区域で貸し付けにより開設した市民農園、学童農園及び福祉農園の農地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度へと拡充すること。

令和8年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

都市農地の贈与税・相続税 納税猶予制度の拡充について

川崎市提案

都市農業の重要な役割

- **都市農業**は、新鮮な農産物の供給以外にも**多様な機能**を担っている。
- 都市農地は都市に「**あるべきもの**」と位置付けられ、**都市政策の1つとして都市農業を推進**していくことが必要である。

都市農業の多様な機能

新鮮な農産物



環境保全



緑地



防災



農業体験



市民参加

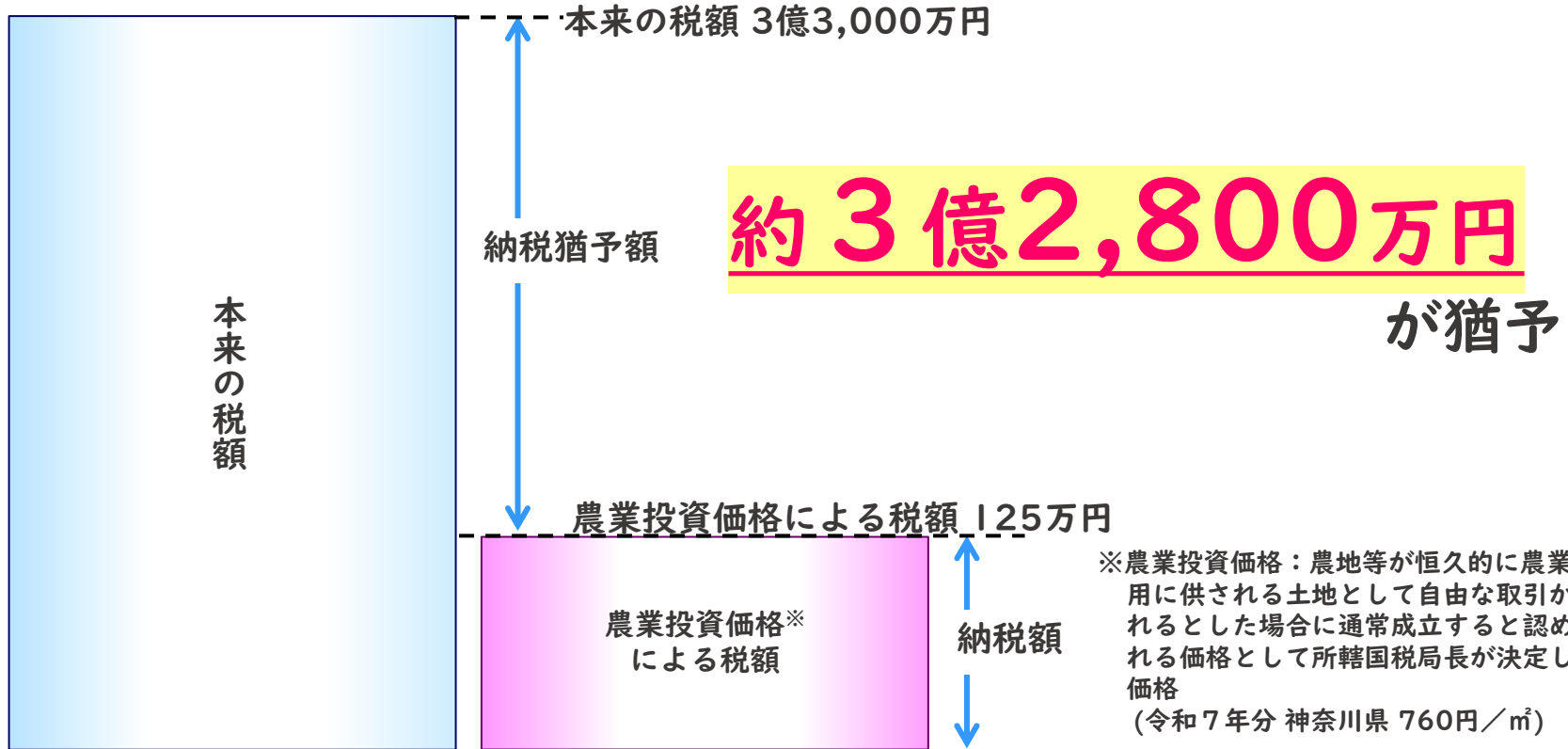


農業を支える国の制度（贈与税・相続税納税猶予制度）

- 贈与税・相続税納税猶予制度は、**市街化調整区域内及び生産緑地内の農地**が対象である。
- 地価が高い**都市部においては、贈与や相続時の税負担が大きい**ため、**農業経営の継承には非常に重要な制度**となっている。

納税猶予額の試算

農地面積 : 3,000㎡
農地の評価額 : 20万円/㎡ の場合
※税率55%とし、控除は考慮せずに試算



本市における農業 → 典型的な都市型農業

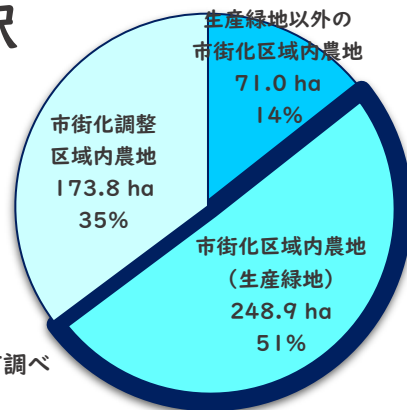
- 宅地化が進んだ市街地の中に狭小農地が点在している。
- 農地には、畜舎、倉庫、休憩施設等の農業用施設が設置されている。
- 直売といった都市の立地を生かした販売を行っている。
- 福祉の増進に寄与する等**公共性の高い市民農園、学童農園及び福祉農園**が開設されている。

市内農地の内訳

➤ 493.7haの内、

51%

が生産緑地



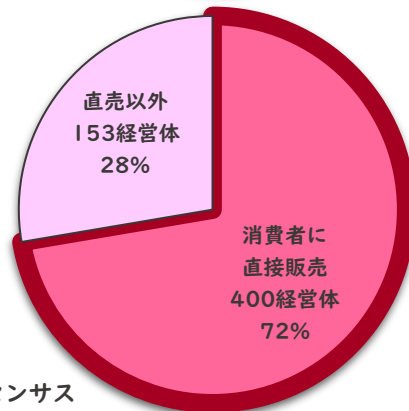
※2025.1 川崎市調べ

販売の方法

➤ 553経営体の内、

72%

が直売



※2020 農林業センサス

市民農園の開設状況

➤ 市民のニーズもあり、市民農園は増加傾向

	H27	H30	R3	R6
面積(ha)	5.5	8.2	8.3	9.7
箇所数	26	52	56	64

※2025.3川崎市調べ

農業用倉庫



直売施設 (自動販売機)



市民農園

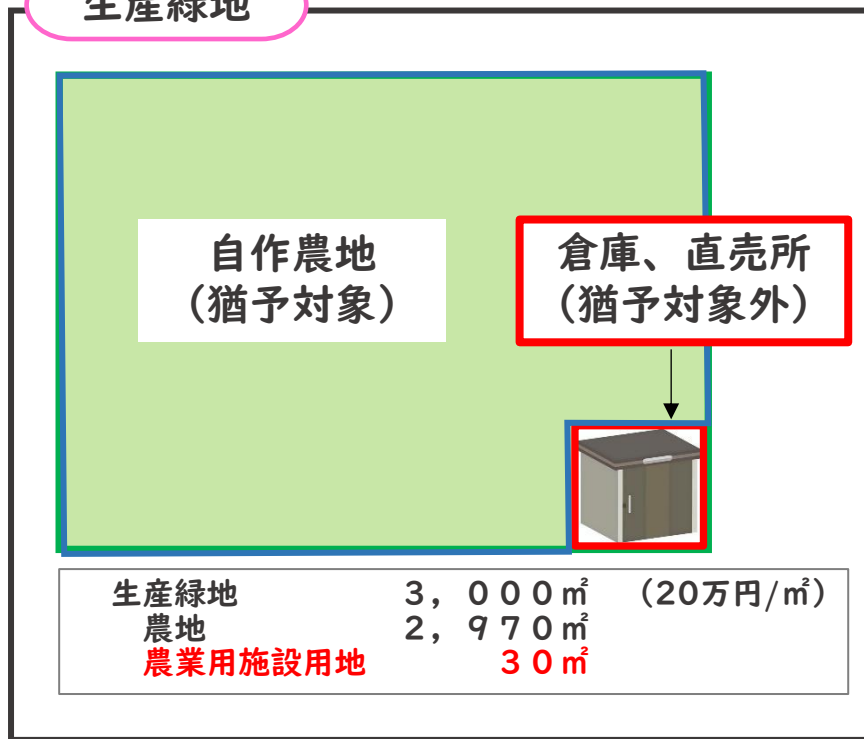


現状と課題① (生産緑地で農業用施設を設置した場合)

- **作業の効率化**のための農業用施設の設置、近隣住民向けの**直売**など農業者による**取組の工夫**が**納税猶予制度の対象外**となっている。
- **農業者の意欲、やりがいの低下**を招くだけでなく、納税への対応として農地の売却等により**農地の減少**につながる。

営農形態の例

生産緑地



農業用施設にかかる税負担に関する試算

- 左の例の場合、倉庫及び直売所用地の納税猶予の適用の有無による税額の差は、

約320万円

(約10万円/m²)

- 倉庫及び直売所の建物にも納税猶予制度があれば、更に**約100万円**の税額が軽減される。

(税額試算)

	本来の税額	農業投資価格による税額
倉庫、直売所用地	330万円	2万円

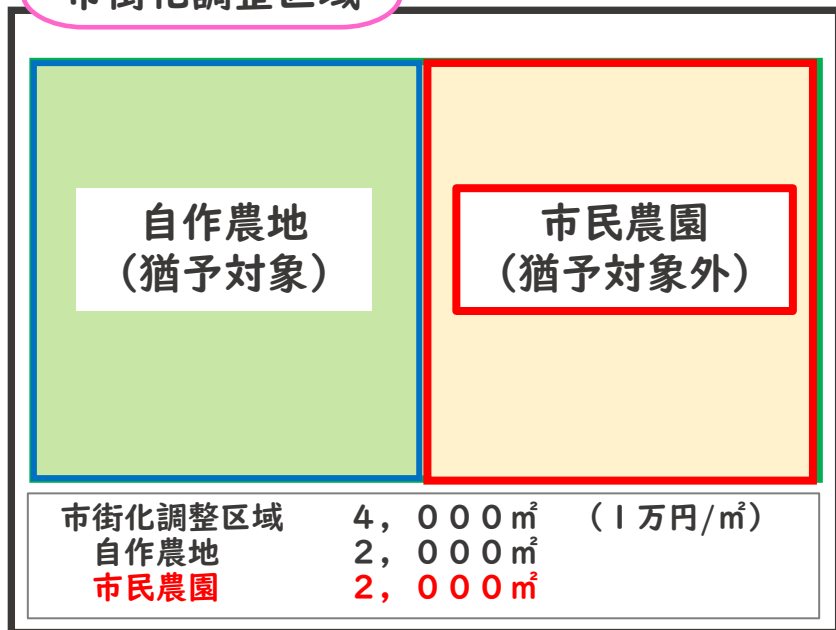
※税率55%とし、控除は考慮せずに試算

現状と課題②(市街化調整区域で市民農園として貸し付けた場合)

- **市民農園等**は、地域から求められており、公共性の高い取組ではあるものの**納税猶予制度の対象外**となっている。
- 結果として、農業継続を断念し、耕作放棄地化など**貴重な農地の減少**につながる。

市民農園との複合経営の例

市街化調整区域



市民農園等にかかる税負担に関する試算

- 左の例の場合、市民農園等の納税猶予の適用の有無による税額の差は、

約1,000万円

(約5,000円/m²)

- 市街化調整区域で市民農園等として貸付けると、納税猶予の適用外であるため、税額が高額となり、農地を維持していくことは困難となっている。

(税額試算)

	本来の税額	農業投資価格による税額
市民農園部分	1,100万円	84万円

※税率55%とし、控除は考慮せずに試算

- 「農業経営の継承」と「農地の有効活用」の両面において現行制度では、多様な機能を有する都市農業の安定的な継続を十分に支えきれていない部分がある。
- 都市農業を守り、多様な機能を継続させ、良好な都市環境を保つためには、**都市農業の実態に即した制度の見直しが必要**である。

期待される効果

貴重な農地の保全・確保により、都市農業の安定的な継続

不安の払拭

- 倉庫、直売所等の施設が制度に反映されることで、納税対策のために施設を撤去する必要がなくなり、安心して農業を継続でき、農地の保全につながる。

農地の売却抑制

- 税負担が軽減されることで、農地の転用を伴う売却等の減少につながる。

市民等の参加

- 市民農園等として貸し付けることで、市民等が農作業に参加し、農地が管理されることから、耕作放棄地や農地転用の減少につながる。

- こうした課題を踏まえ、
都市農業の実態に即した制度への見直しを求める

■ 課題解決に向けた要望内容 ■

要望事項 1

畜舎、農業用倉庫や農作業休憩施設等の農地と一体となって活用される施設及び土地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度への拡充

要望事項 2

市街化調整区域で貸し付けにより開設した市民農園、学童農園及び福祉農園の農地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とする制度への拡充

自動運転バスの社会実装に向けた支援について（案）

国においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等の下、地域公共交通の維持・確保や人手不足対策の一環として自動運転車の社会実装を推進しており、令和9年度までに全国100か所以上で地域限定型の無人自動運転移動サービスの実現を掲げている。

各自治体においては、公共交通ネットワークの重要な要素である路線バスについて、慢性的な運転手不足により各地で減便や路線廃止が発生し、地域公共交通の維持・確保が喫緊の課題となっていることから、その解決手段の一つとして自動運転バスの社会実装を視野に入れ、実証実験を通じた知見やノウハウの蓄積を進めてきたところである。

一方、自動運転バスの社会実装を目指すに当たっては、実証段階におけるイニシャルコストが高額であることが依然として課題であり、国からの財政支援の一層の拡充が望まれる。

社会実装後においても、追加の車両購入費用に加え、保守・点検、システム更新、遠隔監視等に要するランニングコストが大きな負担となり、交通事業者が安定的に事業を継続する見通しが立て難く、自治体においても、厳しい財政状況の中、費用負担を継続することが困難である。しかしながら、現行の国の支援制度は社会実装までの支援が中心となっていることから、実装後の安定的な運行に対する財政支援についても、充実を図る必要がある。

また、交通事業者は長きにわたり、信頼性の高いメンテナンス体制があり、バリアフリー対応など利用者のニーズに対してきめ細かな配慮が行き届いた国内メーカー製のバス車両を供用してきた歴史的経緯を有する。このことから、無人自動運転移動サービスの提供においても、国内メーカー製バス車両を求める声がある。加えて、環境配慮の観点から、EVバス車両を用いた取組を進めることも重要である。このため、国内メーカー製EVバス車両による無人自動運転移動サービスを可能とすることで、利用者の受容性の向上と自動運転バスの普及、道路の脱炭素化の推進に資すると考えられるが、その供給は十分とは言えない状況にある。

地域公共交通の維持・確保は首都圏においても喫緊の課題であり、自治

体をまたぎ広域的かつ効率的に取り組むべきものである。我が国において自動運転の社会実装を加速するためには、国家戦略の一環として、国の主導により、これまで以上に強力に推進する必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 持続可能な無人自動運転移動サービスの提供を実現するため、自動運転バスの実証実験に係る初期投資に対する財政支援を拡充するとともに、社会実装後の運行コスト及び車両購入費用等を対象とした、新たな財政支援制度を創設すること。
- 2 国内メーカー製EVバス車両による無人自動運転移動サービスの早期実用化と普及拡大に向け、国内メーカーにおけるEVバス車両の開発促進及び生産体制構築を支援すること。

令和8年 月 日

デジタル大臣	松本	尚	様
経済産業大臣	赤澤	亮正	様
国土交通大臣	金子	恭之	様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

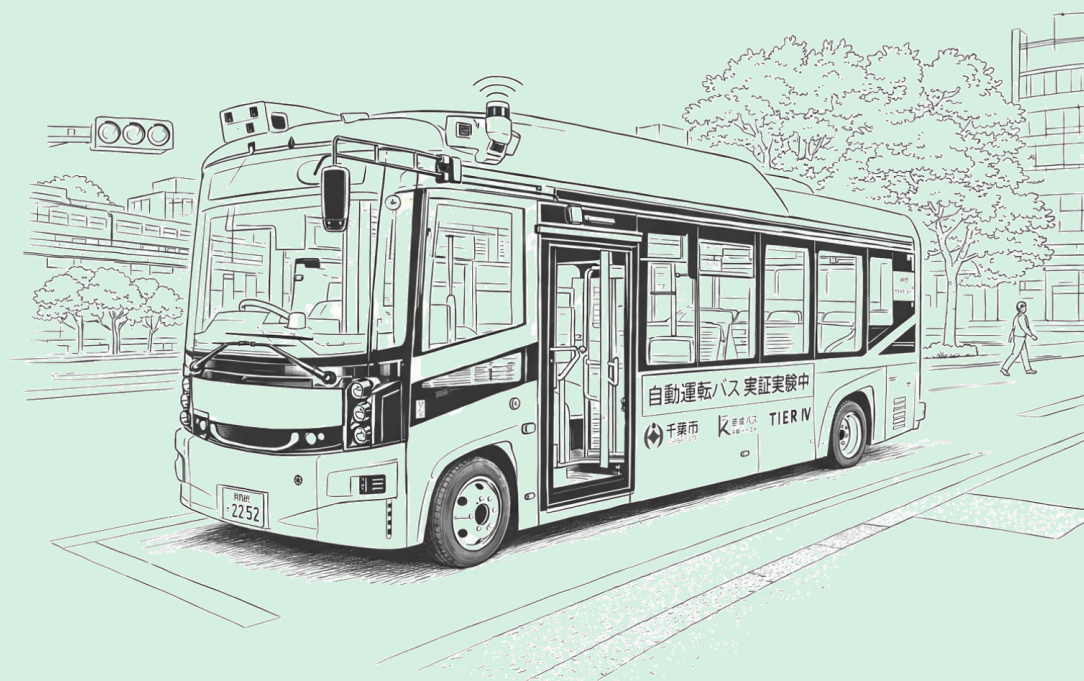


千葉開府 900年

千の葉に 時を刻んで 900年

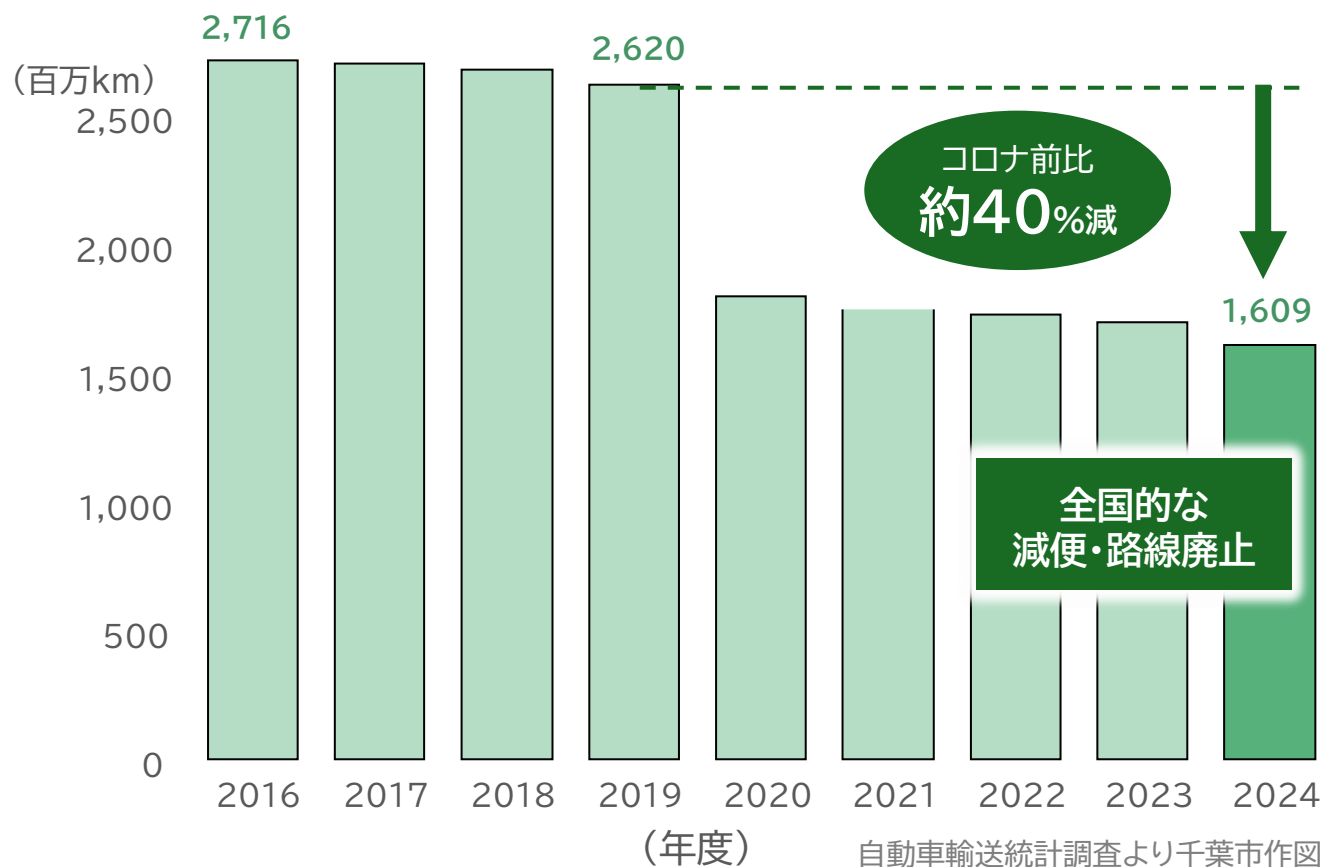
第89回九都県市首脳会議資料

自動運転バスの社会実装に向けた 支援について

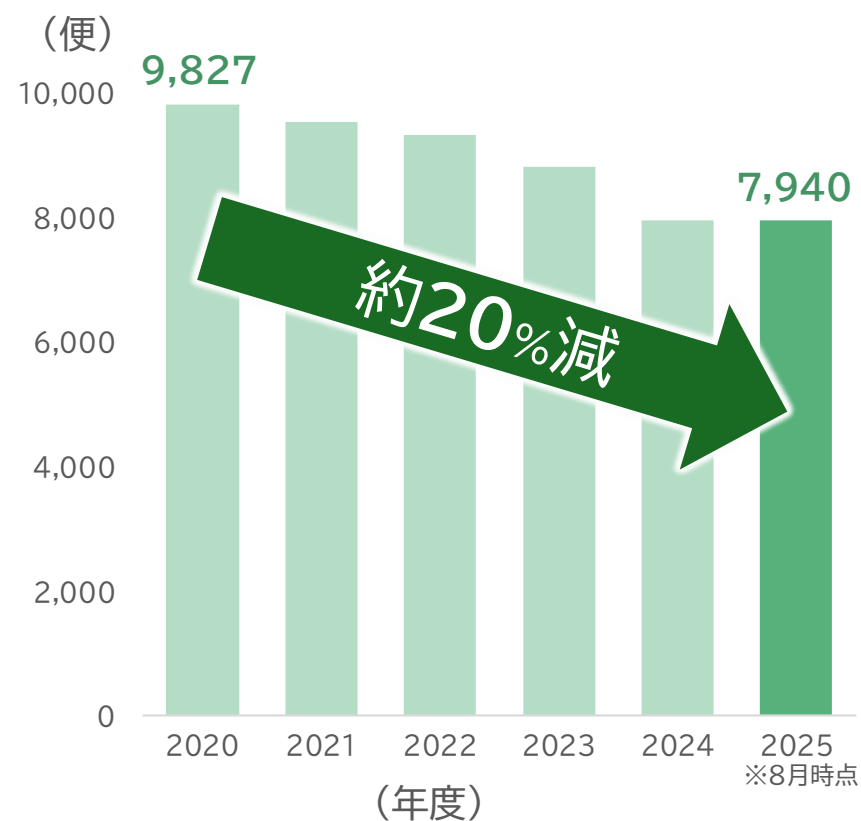


路線バスにおいては、全国的に減便・路線廃止が相次いでおり、その解決策の一つとして自動運転の社会実装が必要と考えられる。

(全国)路線バス実車キロ

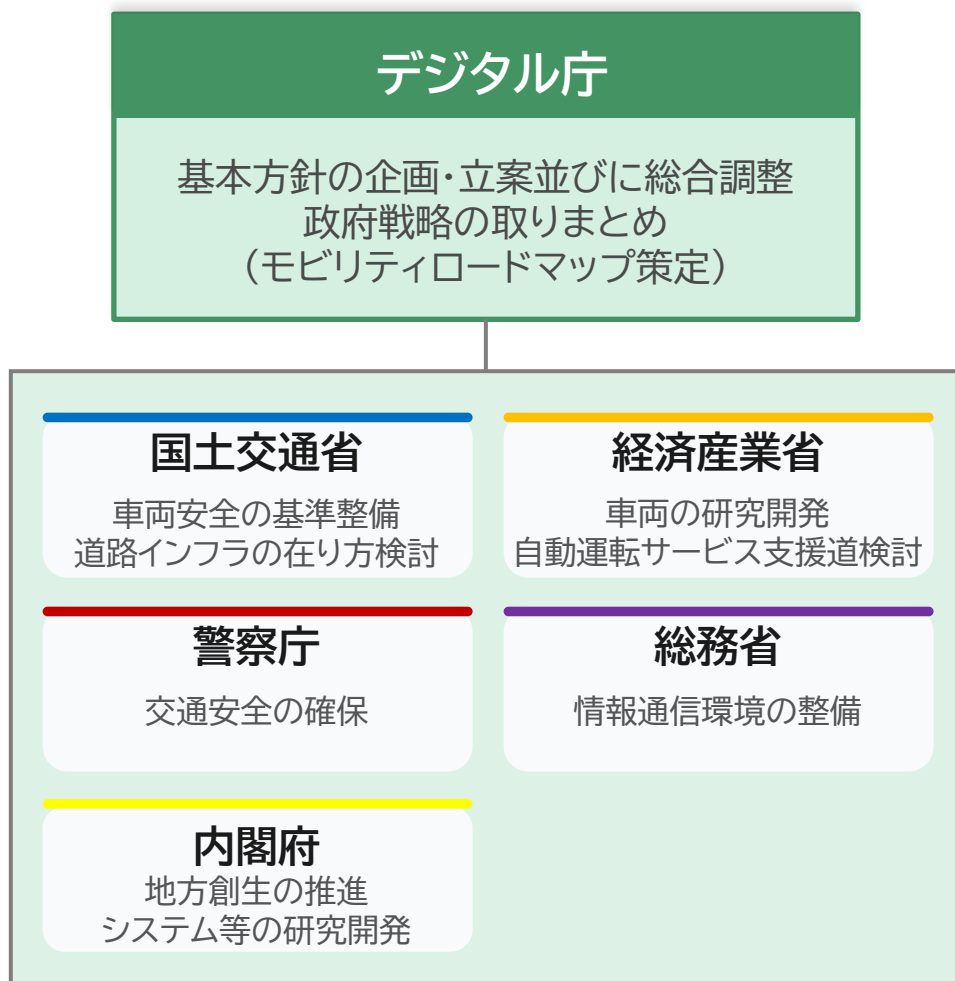


(千葉市内)路線バス便数



国においては、デジタル庁を中心に各府省庁が連携して、推進体制や各種支援制度を整備している。

省庁横断的な推進体制



自動運転レベル4 実装ロードマップ



実装・事業化に向けた主な支援

自動運転社会実装先行的事業化地域事業

所管官庁: デジタル庁
概要: 自動運転の課題解決や持続可能なビジネスモデル構築を目指し、令和9年度までに事業化を進める地域を選定し、関係府省庁が総合的に支援する。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)

所管官庁: 国土交通省
概要: 地方公共団体等が行う自動運転バス等の実証実験経費を支援する補助制度。補助率4/5。

千葉市では、緑区あすみが丘周辺の既存営業路線において、レベル4の早期実装を目指し、実証実験を進めている。



令和7年度実証成果

運行期間



4日間

※関係者のみ試乗しての運行期間は除く

利用者数



399人

※延べ人数

安心感や乗り心地の満足度



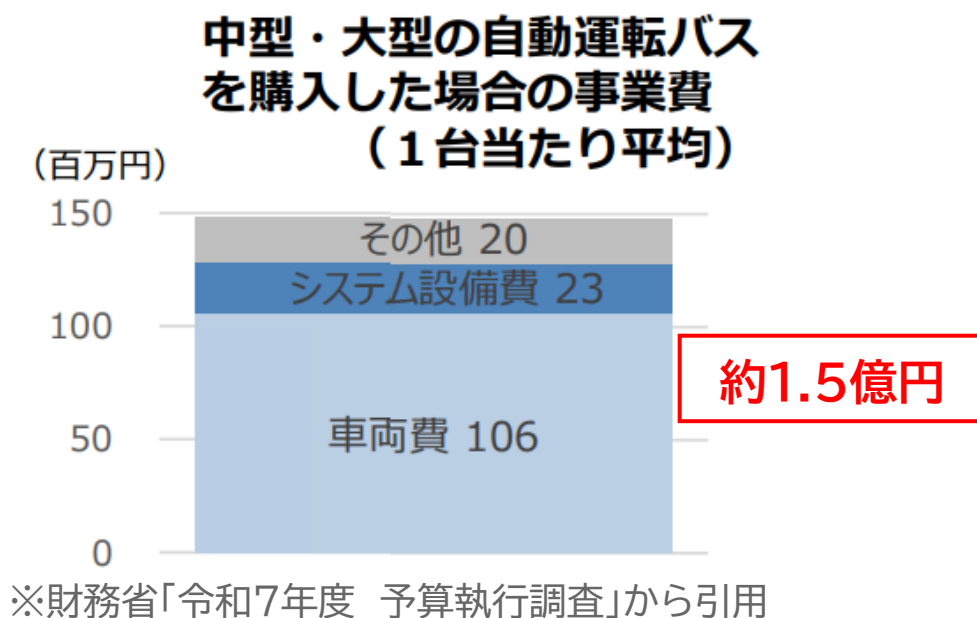
90%以上

利用者の声

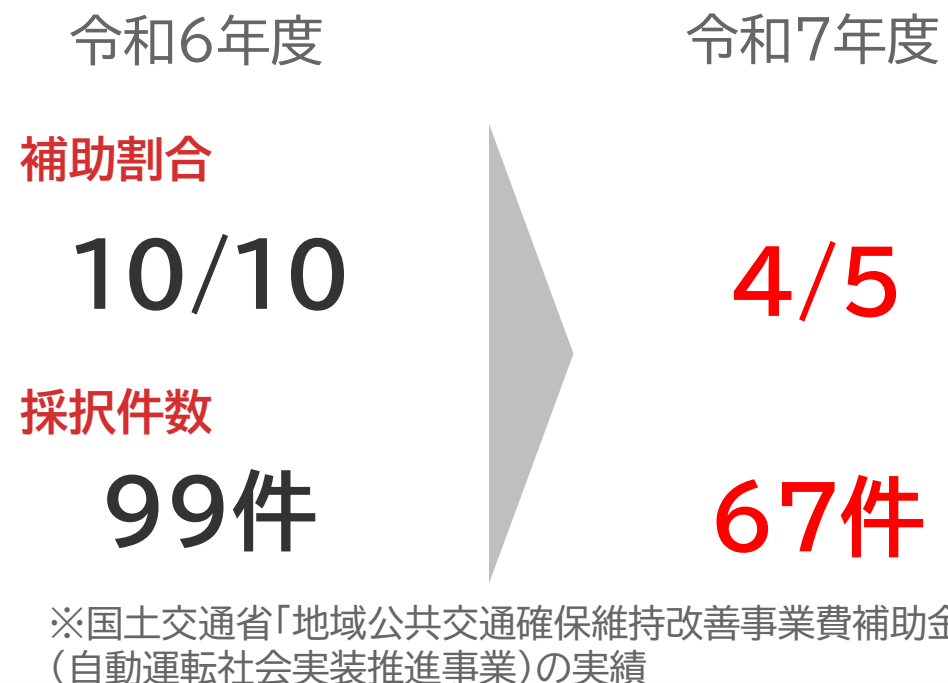
「非常に安心して乗車できた」「自動運転はまちの魅力向上につながる」「有料でも乗車する」など、ポジティブな声や高い期待が寄せられた。

実証段階におけるイニシャルコストが高額であり、自治体や交通事業者の大きな財政負担が本格導入の障壁となっている。

イニシャルコスト



補助割合・採択件数の縮小



補助金の採択を受けられた場合でも、

$$1.5\text{億円 (導入費用)} \times \frac{1}{5} \text{ (自治体等負担割合)} = 3\text{千万円の財政負担が必要}$$

※国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)」の活用を前提として試算

追加の車両購入費用などのランニングコストが大きな負担となり、事業継続の見通しが立ちにくい。

主なランニングコスト



追加の車両購入費用



システム更新費用



保守・点検費用



遠隔監視・車内保安要員費

現行の補助制度の対象範囲と課題

※国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」

実証段階のイニシャルコスト

国補助（補助割合：4/5）

自治体等
負担

社会実装後のランニングコスト

全額 自治体・事業者 負担

※制度的・構造的な支援の枠組みがない

路線バスとして自動運転車両を普及させるためには

初期投資段階と同程度の費用が継続的に必要

交通事業者のニーズや環境負荷低減の観点から、自動運転の実装においては国内メーカー製EVバス車両の普及が期待される。



充実したメンテナンス体制

国内の整備ネットワークを活用でき、継続的かつ迅速な保守・点検が容易に行える。



利用者に配慮した車両仕様

日本の交通環境や利用者の細やかなニーズを踏まえた設計で、高齢者や車椅子利用者の方も安心して利用可能。



国内メーカー製EVバス



円滑な部品調達

国内での部品調達ルートが確立されており、故障や事故等の際も運行休止期間を最小限に抑えられる。



環境への配慮(脱炭素化)

ゼロエミッションであるEVバス車両の活用は、道路の脱炭素化に大きく貢献する。

メーカーが限られており、需要に対する供給が不足しているため、調達が困難な状況が課題となっている。

販売されている国内メーカー製EVバス車両

メーカー	車種名
いすゞ自動車	エルガEV
日野自動車	ブルーリボンZEV

※環境省事業「商用車等の電動化促進事業(バス)」の補助対象車両一覧から、国土交通省の車両区分「中型車」以上の車両を抜粋。
※海外製車両がベースとなっている車両は、国内メーカーであっても除外。

【供給状況の実態】

いすゞ自動車

令和7年度(R7.4.1~R8.3.31)のEV路線バス販売見込みは、概ね200台 ※決算説明資料より抜粋

日野自動車

現在確認できる納入実績は2台 ※千葉市調べ

国内EVバス車両市場の需給ギャップ

【導入目標】

(公社)日本バス協会目標(2030年まで)

10,000台 の導入を目指す

【現状(2025年3月時点)】

国内EVバス車両保有台数

1,000台未滿

※(一財)自動車検査登録情報協会データから引用

国内メーカー製EVバス車両の供給は需要に対して圧倒的に不足

- ① 持続可能な無人自動運転移動サービスの提供を実現するため、自動運転バスの実証実験に係る初期投資に対する財政支援を拡充するとともに、社会実装後の運行コスト及び車両購入費用等を対象とした、新たな財政支援制度を創設すること。
- ② 国内メーカー製EVバス車両による無人自動運転移動サービスの早期実用化と普及拡大に向け、国内メーカーにおけるEVバス車両の開発促進及び生産体制構築を支援すること。

次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた支援について（案）

我が国は、エネルギー源の多くを海外から輸入する化石燃料に依存しており、今後、脱炭素とエネルギーの安定供給を両立する観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入し、エネルギーの地産地消を図っていく必要がある。

特に、都市化が進んでいる首都圏では、太陽光発電について、適地の制約や地域との共生上の課題等も生じており、「薄くて、軽く、曲げられる」という特徴を持つ次世代型太陽電池は、従来のパネルが設置困難であった場所にも設置できるため、脱炭素社会の実現に向けた「切り札」として期待されている。

また、我が国発の技術であるペロブスカイト太陽電池は、その原材料であるヨウ素について、日本が世界第2位の産出量を誇っており、原材料を含めた強靱なサプライチェーンを構築することで、エネルギーの安定供給に資することも期待できる。

こうした中、国では、令和6年11月に策定した「次世代型太陽電池戦略」において、2030年を待たずにGW（ギガワット）級の生産体制を構築した上で、2040年には約20GW（ギガワット）の導入を目指すこととし、量産技術の確立、生産体制整備、需要創出の三位一体で進めることとしている。また、令和7年2月に策定した「第7次エネルギー基本計画」においても、次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた取組を進めていく方針を掲げており、令和7年度に創設された「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（以下「導入支援事業」という。）においては、令和8年度予算の増額等をしているところである。

一方、次世代型太陽電池については、国際競争が激化している中、今後、研究開発の加速化や生産規模の拡大等を進め、より競争力のあるコスト水準を目指していく必要があるが、現在、市場への供給量は極めて少量に留まっている。

また、初期需要を創出するためには、政府や地方自治体、意欲ある民間企業などによる導入の取組が欠かせないが、製品の供給量が少ない上、国の補助金である導入支援事業については、耐荷重など補助要件のハードルが高い。

加えて、電池を重ね合わせることで高い発電効率を発揮する「次世代型タンデム太陽電池」について、シリコン電池とのガラス型タンデムだけでなく、フィルム型同士を重ね合わせたタンデム電池の開発も強力で推進するなど、幅広く、戦略的な支援を進めることで、我が国の持つ高い技術力を最大限活用し、

オールジャパンで国際競争力の強化を図っていくことが重要である。また、資源の有効利用の観点から、次世代型太陽電池の普及と併せて、処理技術の確立やリサイクル体制の構築を進めていく必要がある。

については、次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた取組を進めるため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 開発メーカーへの継続的かつ十分な支援を行うことで、次世代型太陽電池の量産体制を構築し、市場への安定供給を図ること。また、国としてリサイクル技術の確立に向けた支援を強化すること。
- 2 初期需要の創出に向け、幅広く自治体施設や意欲ある民間企業等への導入が進むよう、「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」における補助要件の緩和や財政支援の充実を図ること。
- 3 発電効率が高い次世代型タンデム太陽電池について、海外製に対して高い競争力を期待できるフィルム型のタンデム太陽電池の開発も強力に推進すること。

令和8年 月 日

経済産業大臣	赤澤 亮正	様
資源エネルギー庁長官	村瀬 佳史	様
国土交通大臣	金子 恭之	様
環境大臣	石原 宏高	様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

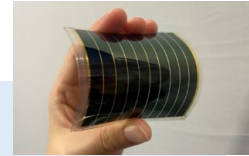
次世代型太陽電池の早期社会実装に向けた支援について

神奈川県資料

提案の背景

ペロブスカイト太陽電池は・・・

- 桐蔭横浜大 宮坂特任教授が開発した**国産**の次世代技術！
- 主原料のヨウ素の生産量は、日本が**世界第2位**！



宮坂特任教授

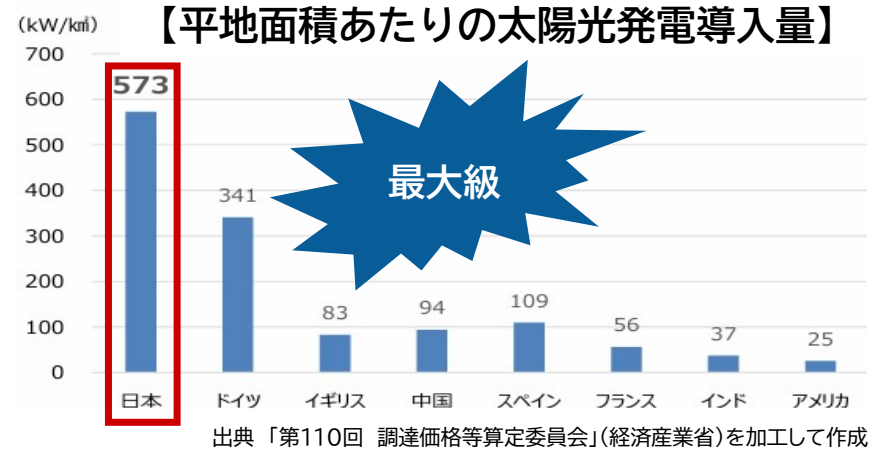
日本の状況

- 平地面積あたり導入量が最大級⇒**適地は減少**
- メガソーラー**は、環境保全などが**問題**



出典「次世代型太陽電池戦略」
(経済産業省)を加工して作成

このような中・・・

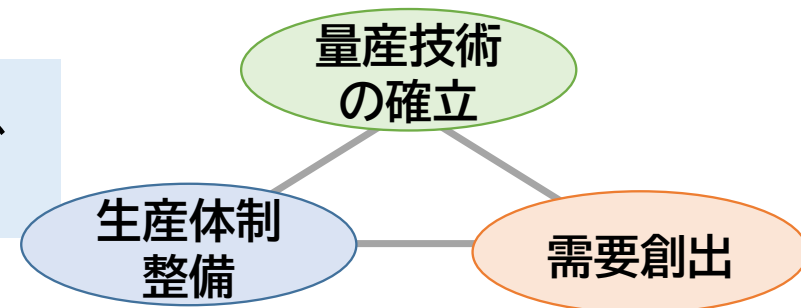


次世代型太陽電池は、設置困難だった屋根や壁面にも設置できるため、**脱炭素の「切り札」!**

その中でも、ヨウ素を原料とするペロブスカイト太陽電池は、

原材料を含めたサプライチェーンを構築することで、**エネルギーの安定供給**にも資する。 1

世界をリードする「規模」と「スピードで」…



三位一体で進める方針

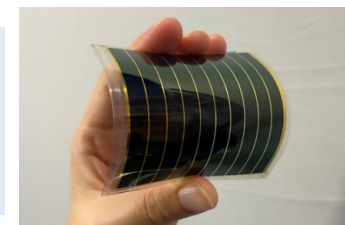
ペロブスカイト太陽電池を巡って、国際競争が激化する中、令和6年11月「次世代型太陽電池戦略」を策定



しかし…

課題①

- 令和7年度から事業化したが、市場への供給量は極めて少量
- 普及と合わせた、処理技術の確立・リサイクル体制の構築も必要



➔ 早期に量産体制を構築、市場への安定供給を図るとともに、リサイクル技術の確立に向けた支援を強化することが重要！

現状と課題② ～需要～

初期需要創出に向け、
公共部門や意欲ある民間企業などによる導入の取組が欠かせない。

次世代型太陽電池の強み

軽量であるため、これまで耐荷重等により従来パネルが載らなかった
体育館や倉庫の屋根などへの導入が期待できる。

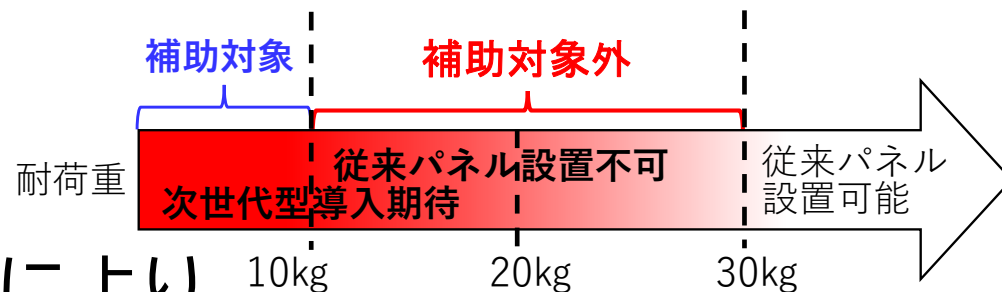


しかし…

課題②

従来パネルが設置できない施設の中で、
国庫補助の要件に合う施設は一部のみ

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデル
の創出に向けた導入支援事業



補助対象の拡大、財政支援の充実により、
初期需要創出の起爆剤にすることが重要

現状と課題③ ～競争力～

神奈川県資料

【次世代型タンデム太陽電池】

- ・タンデム太陽電池とは、異なる太陽電池を積み重ね、様々な波長の太陽光を吸収し、高い変換効率を実現！
- ・ペロブスカイトとカルコパイライトのフィルム型同士を重ね合わせたものは、発電効率が単層のペロブスカイト太陽電池の、**約1.5倍**

競争力
強化のカギ



しかし…

課題③

シリコンを使用したガラス型タンデム太陽電池※の開発が先行している。

※ ペロブスカイトとシリコンのタンデム太陽電池

→ 海外製に対して高い競争力を期待できる
フィルム型のタンデム太陽電池の開発も強力に推進する必要がある。



- 1 開発メーカーへの継続的かつ十分な支援を行うことで、次世代型太陽電池の量産体制を構築し、市場への安定供給を図ること。
また、国としてリサイクル技術の確立に向けた支援を強化すること。
- 2 初期需要の創出に向け、幅広く自治体施設や意欲ある民間企業等への導入が進むよう、「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」における補助要件の緩和や財政支援の充実を図ること。
- 3 発電効率が高い次世代型タンデム太陽電池について、海外製に対して高い競争力を期待できるフィルム型のタンデム太陽電池の開発も強力に推進すること。

適切な出入国在留管理の徹底について

法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計」によると令和7年12月末時点、全国の在留外国人の約4割にあたる約167万人の外国人が9都県市に住んでいる。

国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である。

地方自治体では、日本人住民・外国人住民が共に暮らしやすい社会の実現に向け、外国人との共生に関する施策に取り組んでいるが、日本人と外国人が共に安心して暮らすためには、適切な出入国在留管理により、外国人が適法に滞在することが前提となる。

不法滞在の外国人が就労する状況が続けば、労働市場など様々な分野に影響を及ぼすことが懸念され、一部の地域住民からは治安に対する不安の声も寄せられている。

査証に関しては、相互査証免除協定に基づき査証無しに入国し、難民認定申請を正当な理由なく繰り返す外国人が滞在を継続することで、相対的に不安定な立場で滞在する外国人が増加し、一部の地方自治体にしわ寄せが及んでいる事例も見られる。

国は、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」や令和8年1月に公表された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等を策定し、外国人の出入国、在留、共生等に関連する諸課題について対策を進めているが、出入国在留管理に関する権限は国にあることから、国の責任と権限において、適正な在留管理の実現と、入国時のスクリーニングを徹底し、地方自治体のしわ寄せや負担を軽減すべきである。また、国は査証発給事務の負担軽減のため、一部在外公館において現地公的機関を活用した一次スクリーニングを実施しているところ、この制度の活用も一案である。これらを踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 国の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において定められた偽変造在留カード対策や JESTA の導入など不法滞在者ゼロプランの推進等の取組について速やかに詳細な検討を行い早期に実行するとともに、現地公的機関と連携した査証のスクリーニングを拡大するなど効率的かつ適正な査証発給を実施すること。
- 2 JESTA の導入等が行われるまでの間、必要に応じ相互査証免除協定の停止を講じるなど、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底すること。

令和8年 月 日

法務大臣 平口 洋 様

外務大臣 茂木 敏充 様

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣 小野田 紀美 様

警察庁長官 楠 芳伸 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村 賢太郎
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人

適切な出入国在留管理の徹底について

令和8年4月23日（木）



SDGs 未来都市



埼玉県

九都県市の在留外国人の状況

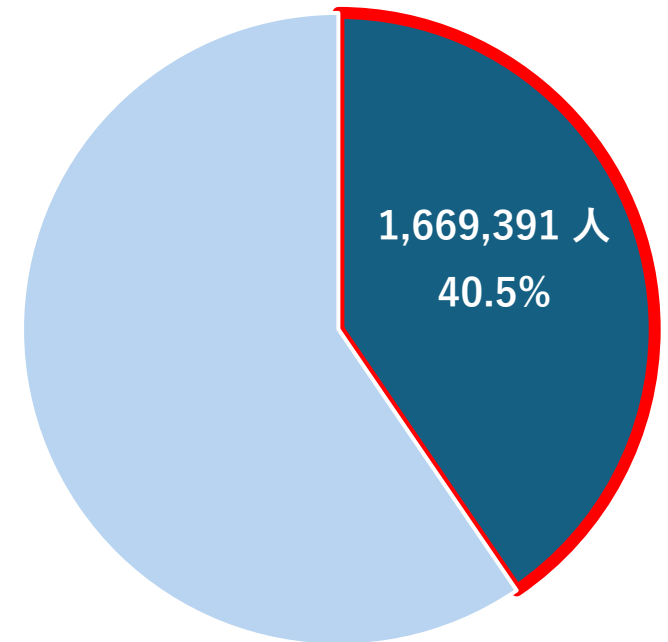
- 地方自治体にとって、外国人住民は、日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」
- 外国人との共生に関する施策により、日本人住民・外国人住民が共に暮らしやすい社会の実現
- 適切な在留管理により、外国人が適法に滞在することが前提



しかしながら、地方自治体は、出入国在留管理に関する権限がない

全国の在留外国人数に占める
九都県市の人数と割合

全国 4,125,395人



出典：法務省 出入国在留管理庁「在留外国人統計」
(令和7年12月末現在時点) から作成

入国までのイメージ（短期滞在）

海外



日本

査証が必要な国・地域

在外日本大使館・
総領事館等で
査証申請



在外日本大使館
・総領事館で
審査



査証発給



・チェックイン手続き
・入国相当であるか
運送業者確認



査証免除国・地域

査証免除



チェックイン手続き



JESTA（電子渡航認証システム）導入後（令和10年度中～）

外国人による
認証のための
情報提供



出入国在留管理庁による
認証



・チェックイン手続き
・入国相当であるか
運送業者確認



入
国
審
査



国の出入国在留管理に関する動き

令和7年5月 国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン

ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるため、3つの段階における具体的な対応策

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 「入国管理」 | JESTAの早期導入、退去強制確定した外国人が多い国への働きかけ |
| 「在留管理・難民審査」 | 難民認定審査申請審査の迅速化、出入国在留管理のDX |
| 「出国・送還」 | 護送官付き国費送還促進、自発的帰国の促進、被仮放免者不法就労防止 |

令和8年1月 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性

■ 国民の安全・安心のための取組

1 既存のルールの順守、各種制度の適正化に向けた取組

- ・不法滞在者ゼロプランの強力な推進
- ・電子渡航認証制度（JESTA）の導入
- ・日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設 等

2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- ・不動産登記等をはじめ、土地関連制度において国籍を把握 等

■ 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- ・情報発信・相談体制の強化 等

適切な出入国在留管理の徹底に向けて、次のとおり九都県市共同で国に要望したい。

1 国の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において定められた偽変造在留カード対策やJESTAの導入など不法滞在者ゼロプランの推進等の取組について速やかに詳細な検討を行い早期に実行するとともに、現地公的機関と連携した査証のスクリーニングを拡大するなど効率的かつ適正な査証発給を実施すること。

2 JESTAの導入などが行われるまでの間、必要に応じ相互査証免除協定の停止を講じるなど、国の責任において適切な出入国在留管理を更に徹底すること。

物価高騰対策等の実施方法について（案）

令和7年の消費者物価指数が、食料品を中心に前年比3.2%の上昇である一方、賃上げはこの物価上昇に追い付かず、毎月勤労統計調査によると、令和7年の賃金指数は実質前年比でマイナス1.3%となっている。

また、最近の物価高騰や人件費の上昇に、診療報酬や介護報酬等の改定が追い付いていないことから、医療機関や福祉施設の経営にも大きな影響を与えており、とりわけ令和6年度決算においては、全国の公立病院の83%が赤字となっている。

こうした状況を受け、国は、令和7年11月21日に閣議決定した『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～』において、生活の安全保障・物価高への対応を第1の柱として、電気・ガス代への支援や当分の間税率の廃止などを実施するとしたほか、自治体が地域の実情に応じてきめ細かに生活者や事業者への支援を実施できるよう、「重点支援地方交付金」を拡充した。

また、診療報酬や介護報酬等の改定までの緊急的な対応として「医療・介護等支援パッケージ」を実施することとした。

しかし、生活者支援については、各自治体が「重点支援地方交付金」を活用して地域の実情に即した取組を独自に実施することが可能となる一方で、食料品支援、子育て世帯や住民税非課税世帯への現金給付などの全国共通の課題への対策においても対象者の範囲や金額等に自治体間で違いが生じている。そのため、全ての地域において共通して実施すべき施策を講じる場合などは、全国一律の制度設計や地方にとって大きな事務負担とならないよう国による直接給付の仕組みの検討が必要である。

国においては、中低所得者の税・社会保険料負担を軽減し、所得に応じた手取り増加を図る給付付き税額控除について、「社会保障国民会議」を設置し検討しており、その早期実現が期待される一方で、地方の事務負担が増えない仕組みとすべきである。

事業者支援では、「重点支援地方交付金」は、中小企業への支援などにおいて、地域の実情を踏まえた有効な施策の実施につながっている。

一方、医療機関や福祉施設への支援については、本来、診療報酬・介護報酬等の改定によって対応されるべきものであり、事業者が随時利用者に価格転嫁できないことを踏まえると、著しい物価高騰や人件費等の上

昇が続いている間は、定時改定の時期に捉われずに、今後も機動的に改定することが望ましい。

また、今回の経済対策で措置された「医療・介護等支援パッケージ」は、全国一律の支援制度となっているが、実際の交付事務の多くを自治体に担わせる仕組みであり、多くの施設に速やかな支援が求められる中、地方自治法で公金支出の私人委託が制限されていることなどから、自治体の事務負担が大きく、交付事務の見直しが必要である。

昨今の中東情勢などにより、さらなる物価高騰が継続していくことが想定される中、今後も物価高騰対策や経済対策が実施されることを考慮し、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 物価高騰に対する生活者支援について、全ての地域において共通して実施すべき施策を講じる場合などは、住民の公平性確保や事業効率の観点から、地方に判断を委ねる「重点支援地方交付金」による仕組みではなく、全国一律の制度設計や国による直接給付の仕組みを検討すること。

また、その実施にあたっては、都道府県及び市町村に事務負担が生じないような仕組みとすること。

- 2 診療報酬・介護報酬等については、定時改定の時期に捉われず、物価や賃金の上昇等を確実に反映して改定を行うこと。

暫定的に補助金等で支援を行う場合であっても、国が直接実施することや事業者等に対する補助金等の交付事務について私人委託を可能とする関係法令の見直しをはじめ、自治体の事務負担軽減を図ること。

令和8年 月 日

内閣総理大臣 高市早苗様
厚生労働大臣 上野賢一郎様
総務大臣 林芳正様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長 本村賢太郎
埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
横浜市市長
川崎市市長
千葉市市長
さいたま市長

熊谷俊人
小池百合子
黒岩祐治
山崎中田春彦
福神谷紀俊
清水勇一人

物価高騰対策等の実施方法について

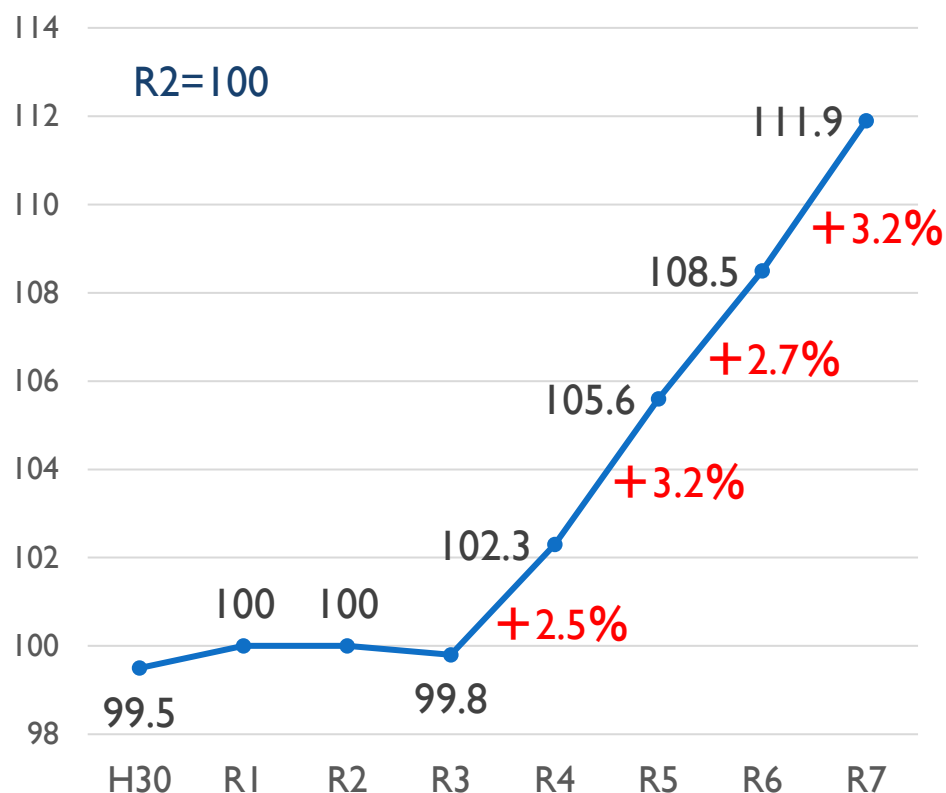
千葉県提案

令和8年4月23日

第89回九都県市首脳会議

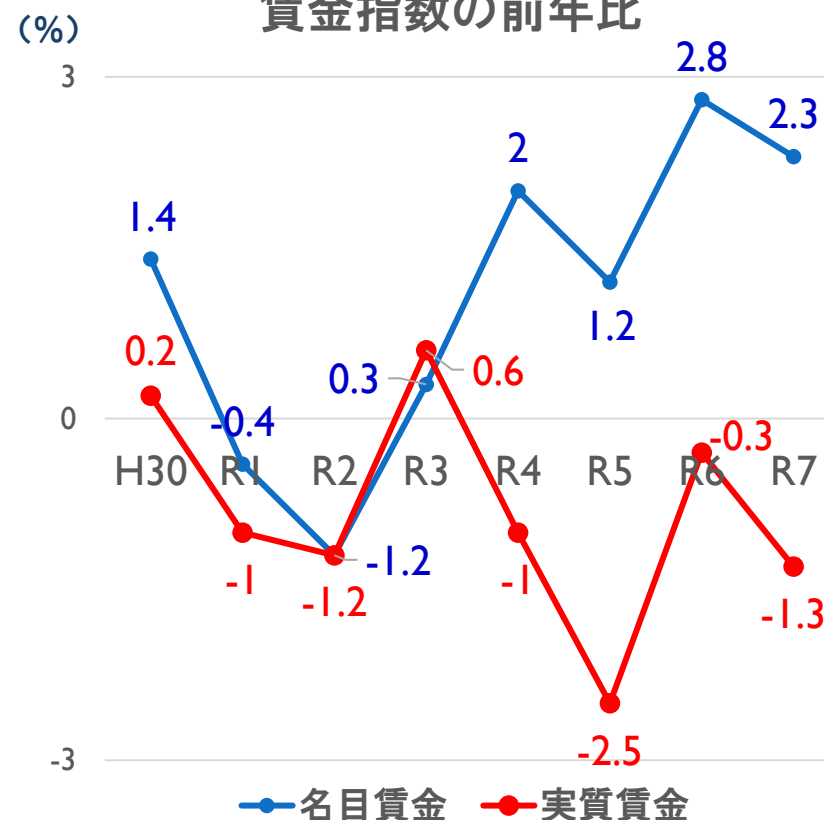
物価高騰に追いつかない賃上げ

消費者物価指数の推移



※「2020年基準消費者物価指数」（総務省）の総合指数により作成。

賃金指数の前年比



※「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）における現金給与総額（事務所規模5人以上）により作成。実質賃金は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化したもの。

物価高騰に追いつかない報酬改定

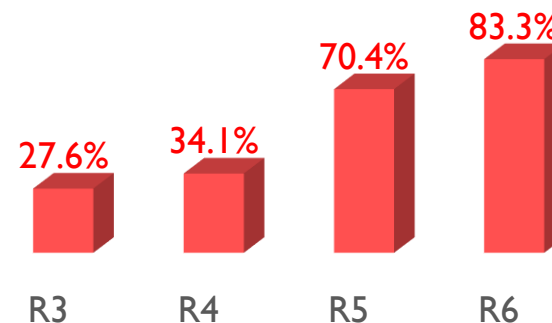
物価高騰や人件費の上昇に、診療報酬や介護報酬等の改定が追いついておらず、医療機関や福祉施設は深刻な経営状況。



とりわけ、令和6年度決算においては、全国の公立病院の83%が赤字。



公立病院のうち赤字病院の割合



※「準公営企業室関係資料」（総務省）から作成。

「強い経済」を実現する総合経済対策 (令和7年11月21日閣議決定)

- 電気・ガス代への支援、ガソリン税当分の間
税率の廃止
- 自治体が地域の実情に応じて生活者・事業者
支援を実施するための「重点支援地方交付金」
- 報酬改定までの緊急的な対応として「医療・
介護等支援パッケージ」

 自治体を通じた物価高騰対策の実施方法
には改善すべき事項が挙げられる。

①生活者支援の改善すべき事項

- 支援対象者や金額等に自治体間で差。



住民に不公平感



子育て世帯
住民税非課税世帯
住民全員
ひとり親世帯
現金・商品券等の給付
水道・下水道料金の減免

- 経済対策等で給付事務が発生するたび、実際に作業する自治体職員の負担が大きい。



- 全ての地域で共通して実施すべき施策については、全国一律の制度設計や国による直接給付の仕組みが必要
- 給付付き税額控除の早期実現が期待される一方、地方の事務負担が増えない仕組みとすべき

②事業者支援の改善すべき事項

- 医療機関・福祉施設は公定価格のため、利用者に随時に価格転嫁できない。物価高で経営が苦しいのはどこも同じであり、地域の実情に応じた支援ではなく、全国一律の支援が必要。



- 多くの施設に速やかな支援が求められる中、補助金等の交付事務は自治体の負担が大きい。



- 
- ・まずは診療報酬等の機動的な改定が必要
 - ・補助金で支援するとしても事務負担軽減が必要

要望内容

- 1 物価高騰に対する生活者支援について、全ての地域において共通して実施すべき施策を講じる場合などは、住民の公平性確保や事業効率の観点から、地方に判断を委ねる「重点支援地方交付金」による仕組みではなく、全国一律の制度設計や国による直接給付の仕組みを検討すること。

また、その実施にあたっては、都道府県や市町村に事務負担が生じない仕組みとするすること。

- 2 診療報酬・介護報酬等については、定時改定の時期に捉われず、物価や賃金の上昇等を確実に反映して改定を行うこと。

暫定的に補助金等で支援を行う場合であっても、国が直接実施することや事業者等に対する補助金等の交付事務について私人委託を可能とする関係法令の見直しをはじめ、自治体の事務負担軽減を図ること。

火葬場の適切な整備・経営等を確保するための制度的対応について (案)

我が国においては、長寿命化の進行及び人口構成の山を成す世代の高齢化に伴い、高齢者数が増加し、本格的な多死社会の到来を迎えている。国は、「火葬場が全国的に不足しているとは認識していない」との見解を示しているが、とりわけ人口が集中する首都圏においては、火葬枠の拡大等の運用改善を図ってもなお火葬需要のひっ迫により、火葬待機が1週間を超えるなど長期化しており、現時点で、2040年頃にかけてこの状況は更に深刻化し、その後も高止まりする見込みである。

加えて、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等大規模災害の発災リスクが年々高まっている中、平時の火葬需要に加えて、大規模災害時に、国が提唱する広域火葬の受入れを可能にするとともに、首都圏自らが被災した場合にも火葬能力を一定程度維持できるよう備えておく必要がある。

こうしたことから、老朽化が進んでいる多くの火葬場の設備更新、耐震化及び耐浪化並びに火葬場の新增設等による火葬能力の確保・強化が急務である。

火葬場の整備・経営主体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）等の法令上に定めはないが、国の通知において、永続性や非営利性の確保の観点から、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないとされているため、火葬場の9割超が地方公共団体によって設置されているのが実態である。

このような状況下にあって、火葬場の整備等には、近年の物価及び労務単価の上昇等も相俟って、従前以上に多額の費用を要する状況にあるが、国は、法令の定めがないこと等を理由に、地方公共団体による火葬場の整備等に対する財政支援に否定的な見解を示している。

一方、首都圏の一部には、歴史的経緯により、民設民営の火葬場も存在するところ、近年の燃料費の高騰等を背景に火葬料金の値上げが相次いでいる。こうした状況に対し、火葬場は、経営主体にかかわらず公共的な役割を担っているが、民間火葬場の料金に対しては、法令上、行政が関与する仕組みとはなっておらず、また、金額の妥当性を判断する基準や具体的な指導監督の方法についても示されていない。

また、前述の広域火葬を円滑に実施するため、国は「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」（以下「基本的指針」という。）を定めているが、広域的な火葬枠の割当て、火葬に必要なとなる燃料、資機材等の確保、多数の御遺体の搬送手段、火葬後の御遺骨の取扱い等、基本的指針で挙げられている情報収集、連絡調整、協力要請といった国の役割によってその適切な対応がどのように担保されるのかについて、必ずしも明らかではない。

以上を踏まえ、「公衆衛生その他公共の福祉」の確保等、法の要請を将来にわたり満たしていくため、火葬場の整備等に関し、以下のとおり要望する。

- 1 火葬場の整備等を行う主体について、法令上明確化した上、
 - (1) 今後更なる火葬需要の増大が見込まれる都市部をはじめとする地域の実情を認識し、当該地域の地方公共団体が火葬場の整備等を行う際には、国による補助制度や地方債の元利償還金に対する交付税措置など、国の財政支援を享受できるよう、必要な制度を法令に位置付けること。
 - (2) 民間事業者が経営する火葬場について、指導監督権限を有する地方公共団体が、火葬料金の設定も含め、その適正な経営を確保できるよう、具体的な規定を法令に設けること。
- 2 大規模災害発災時における広域火葬の実効性を担保するため、国の役割をより明確化するとともに、基本的指針に基づく国及び地方公共団体による対応の更なる具体化及び詳細化を国の主導で進めること。その際には、地方公共団体に対してあらかじめ十分に意見聴取を行い、その意見を適切に反映させること。

令和8年 月 日

総務大臣	林 芳 正 様
厚生労働大臣	上 野 賢一郎 様
内閣府特命担当大臣（防災 海洋政策）	赤 間 二 郎 様

九都県市首脳会議

座 長 相模原市長 本 村 賢太郎

埼玉県知事	大	野	元	裕
東京都知事	小	池	百合子	
千葉県知事	熊	谷	俊	人
神奈川県知事	黒	岩	祐	治
横浜市長	山	中	竹	春
川崎市長	福	田	紀	彦
千葉市長	神	谷	俊	一
さいたま市長	清	水	勇	人

令和8年4月23日（木）
第89回九都県市首脳会議

火葬場の適切な整備・経営等を確保するための 制度的対応について

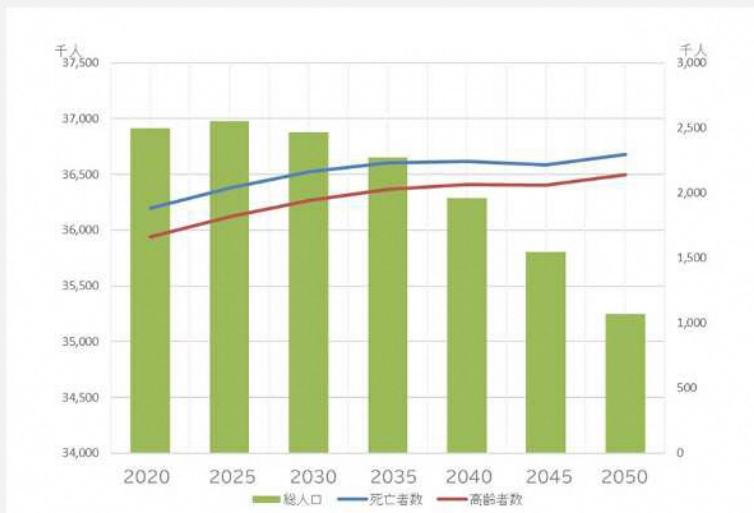


首都圏の火葬場を取り巻く状況

首都圏の火葬需要のひっ迫化

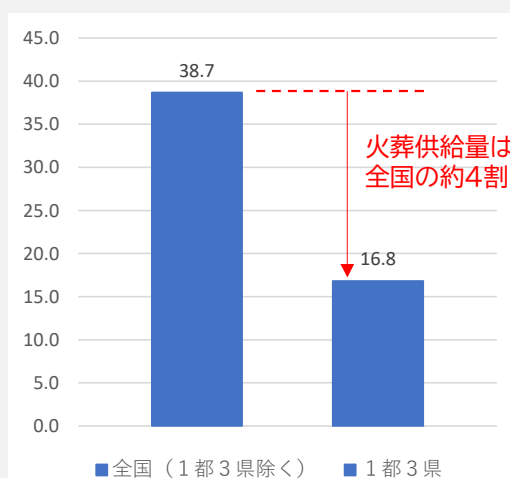
本格的な多死社会により、火葬供給能力が不足。2040年頃にかけて更に深刻化し高止まる見込み
 (さいたま市では、年間火葬件数、火葬場の稼働率が年々増加。死亡者数の多い冬季の平均火葬待ち日数は1週間超)

▼1都3県における推計人口・高齢者数・死亡者数



出典：国立社会保障・人口問題研究所の公表資料を基に本市が計算

▼死亡者1万人当たりの火葬炉数



出典：令和6年人口動態調査及び(特非)日本環境斎苑協会提供データを用いて本市が計算

▼【さいたま市】

稼働実績・将来の稼働推計・冬季火葬待ち日数

年度	火葬可能件数	火葬件数実績	稼働率
2040推定	17,520件	28,200件	160.9%
2024	13,698件	13,327件	97.3%
2023	13,179件	12,755件	96.8%
2022	12,894件	12,078件	93.7%
2021	12,751件	11,459件	89.9%
2020	12,344件	10,733件	86.9%

年度	冬季(1月)火葬待ち日数	
	7日超待ち割合	平均待ち日数
2024	57.2%	7.9日
2023	54.9%	6.0日
2022	94.4%	8.2日
2021	41.8%	5.3日
2020	30.8%	4.7日

(注)2040年度推計値は、2024年度時点の基数を100%稼働させたものを火葬可能件数、直近5年間の火葬件数平均増加率を2024年度実績値に累乗したものを火葬件数と仮定

首都圏の大規模災害時の人的被害想定

最大死亡者数推計	南海トラフ地震	首都直下地震
	6,300人	1.8万人

出典：内閣府HP掲載の令和7年3月、令和8年2月の各報告書から抜粋

民間火葬場の火葬料金の値上げ

火葬料金改定の状況 (大人料金)		
都内民営	R2.4時点	R8.4時点
A社(都内)	59,000	80,000
B社(都内)	59,000	90,000
C社(都内)	59,000	87,000

課題① 火葬場整備等に要する多大な財政負担

火葬需要のひっ迫化を踏まえた必要な対応

既存の炉を前提とした運用改善(慣習的休業日における火葬の実施や火葬枠の拡大)では限界

- ⇒ ・ 老朽化が進む火葬場・炉の改修による高効率化、大規模災害に備えた耐震化・耐浪化
- ・ 適地がある場合の火葬場の新增設

が必要

火葬場整備等に係る課題

- ・火葬場の9割超が公設である中、近年の物価上昇等により整備費が高騰
- ・特に人口密集地域の地方公共団体は、一般に、国の支援メニューを利用しづらい

(注)一定の財政支援を受けるには、災害により火葬場が被害を受けた際の改修や、延べ床面積を増加させない長寿命化・複合化等が条件となる。



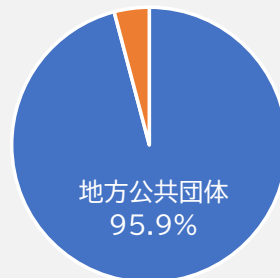
都市部の地方公共団体に
多大な財政負担が発生

【国の見解】

法令の定めがないこと等を理由に、地方公共団体の火葬場整備等に対する財政支援に否定的

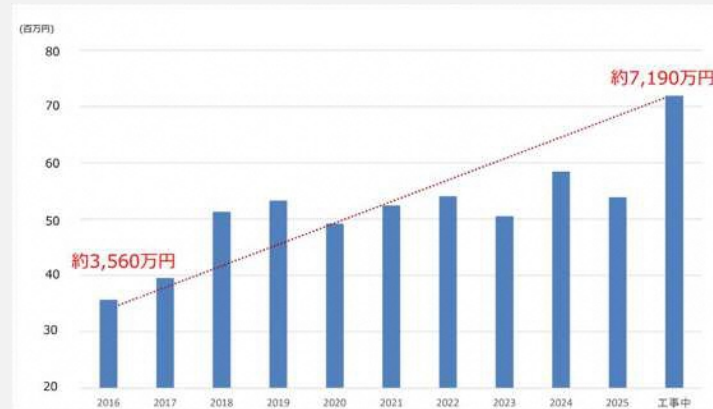
(参考： 第136回国会 参・地方行政委員会(平成8年2月16日)
政府参考人答弁 等)

▼火葬場経営主体割合



出典：(特非)日本環境斎苑協会
提供データ

▼火葬炉1基当たり平均投資整備額



出典：本市の火葬炉整備の受注事業者がその整備費を基に本市が計算

課題② 民間火葬場の経営・管理に対する指導監督

民間火葬場の状況を踏まえた必要な対応

民間火葬場の主流地域での火葬料金値上げの動きにより、料金設定の妥当性等についての関心の高まり
⇒ 公共的施設として妥当な額となるよう指導監督が必要

民間火葬場に対する指導監督に係る課題

- 墓地埋葬法上、民間火葬場に対する指導の根拠は法の目的を定めている第1条(公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること)のみであり、料金設定等火葬場経営に対する具体的措置に係る権限規定が不存在
- 民間火葬場においても公共的施設としての役割を踏まえた料金設定とする必要

令和7年10月31日付け厚生労働省通知(要約)
・火葬場は、国民生活に必要な公共的な施設
・法の目的規定(第1条)等を踏まえ、適正な経営・管理に関する指導監督を行う必要



法的根拠が目的規定のみでは
指導監督による適正な経営の確保が困難

課題③ 大規模災害時広域火葬体制の実効性の担保

大規模災害の発災リスクを踏まえた必要な対応

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等大規模災害の発災リスクの高まり

⇒ 被災し又は支援する地方公共団体として多くの御遺体への対応を想定した広域火葬の具体化が必要

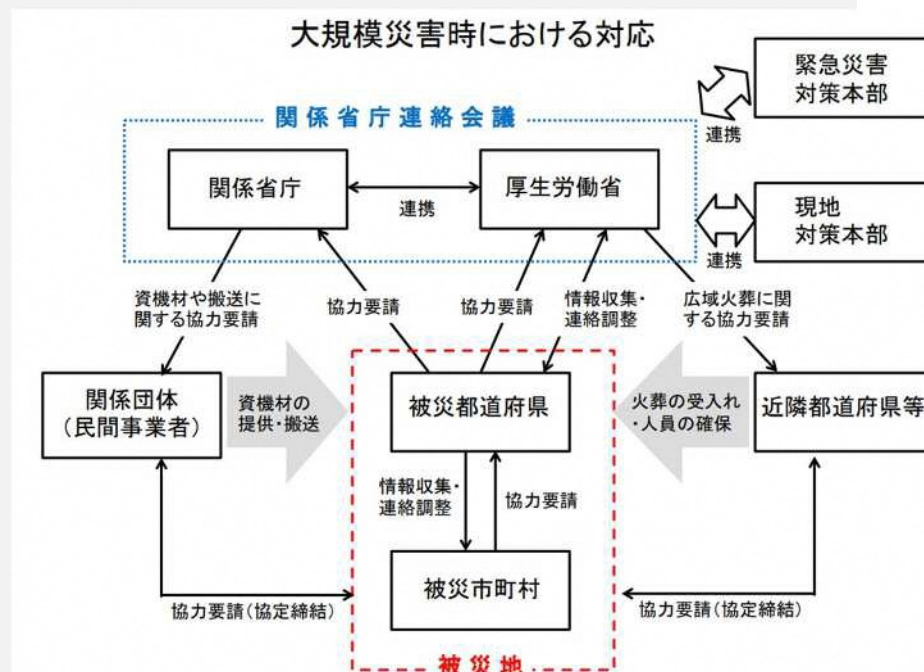
広域火葬に係る課題

国の「基本的指針」における広域火葬等の対応(右図)は、

- ・ 被災地方公共団体が起点のプル型・合意ベースの仕組み
(発災直後から始まる調整に必要なプッシュ型差配が存在)
- ・ 国の近隣都道府県等や民間事業者への関与は「協力要請」
(善意やその時々余りに依存)
- ・ 搬送御遺体に係る情報の共有や御遺骨の取扱いが不明確など



適切な広域火葬がどう担保されるか不明確



出典:「中央防災会議 防災対策実行会議(第5回)配布資料4-2」より一部抜粋

要望事項

- 1 火葬場の整備等を行う主体について、法令上明確化した上、
 - (1) 今後更なる火葬需要の増大が見込まれる都市部をはじめとする地域の実情を認識し、当該地域の地方公共団体が火葬場の整備等を行う際には、国による補助制度や地方債の元利償還金に対する交付税措置など、国の財政支援を享受できるよう、必要な制度を法令に位置付けること。
 - (2) 民間事業者が経営する火葬場について、指導監督権限を有する地方公共団体が、火葬料金の設定も含め、その適正な経営を確保できるよう、具体的な規定を法令で設けること。
- 2 大規模災害発災時における広域火葬の実効性を担保するため、国の役割をより明確化するとともに、基本的指針に基づく国及び地方公共団体による対応の更なる具体化及び詳細化を国の主導で進めること。その際には、地方公共団体に対してあらかじめ十分に意見聴取を行い、その意見を適切に反映させること。